

第六十三回 参議院公害対策特別委員会会議録第八号

昭和四十五年五月八日(金曜日)
午後二時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松井 誠君
理事 久次米健太郎君
中津井 真君
小野 明君
内田 善利君

委員 青木 一男君
奥村 悦造君
鬼丸 勝之君
川上 為治君
木島 義夫君
山本敬三郎君
渡辺一太郎君
田中寿美子君
小平 芳平君
片山 武夫君
須藤 五郎君

國務大臣

國務大臣 佐藤 一郎君
國務大臣 山中 貞則君

政府委員

内閣総理大臣官 青鹿 明司君
房審議室長 矢野 智雄君
経済企画庁国民 西川 喬君
生活局長 橋本龍太郎君
厚生省環境衛生 局長 金光 克己君
厚生省環境衛生 局長 城戸 謙次君

事務局側

通商産業省 橋本 徳男君
保安局長 坂本 勲君
氣象庁 次長 野村 勤君
常任委員会専門 員 中原 武夫君

説明員

科学技術庁研究 課長 原野 律郎君
調整局総合研究 課長 栗山 幸三君
文部省管理局指 導課長 遠藤 寛二君
農林省農政局参 事官 藤井 伸夫君
農林省畜産局畜 産経営課長 深見 英二君
通商産業省公益 事業局火力課長

本日の会議に付した案件

○公害紛争処理法案(内閣提出、衆議院送付)

○公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松井誠君) ただいまから公害対策特別委員会を開会いたします。

公害紛争処理法案(閣法第一八号)、公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)以上いずれも衆議院送付、以上両案を一括して議題といたします。質疑のある方は、順次御発言を願います。

〔委員長退席、理事小野明君着席〕

○松井誠君 私は、公害紛争処理法案について数点お尋ねをいたしたいと思います。

最初に管轄の問題でありますけれども、この管轄は具体的には政令にゆだねられておる、この政

令は、案としてはもうでき上がりましたか。

○國務大臣(山中貞則君) 法律を立案いたします当初から、当然政令の内容について概略は想定をして立案するわけでございますが、最終的に決定をいたしましたるには、私を交えて各衆参両院の質疑応答等、そういうものを参考にしたしながら、最終的に決定をいたす手順にいたしておりますので、最終的にはいまだ固まっております。

○松井誠君 そのことを実は私さう聞きました。非常に驚いたわけです。この法律案は今度が初めてではございませんし、この前の国会にも出て採決寸前まで行ったわけです。したがって、もうこの法律案の審議もこの国会でとたんばに近くなっておるわけですから、われわれの常識から言えれば、少なくとも案としては一応の成案を得ておるのではないかと、このように思ったのであります。けれども、いまの長官のお話では、そういう手続の関係もあっておつていろいろ話、私この点で長官にひとつせひとも御意見を伺ひをしておきたいと思つてあります。最近特にこの政令とか省令に事項をゆだね過ぎる。本来なら法律事項であるものを、どうも政令にゆだねて国会の審議を逃げるというきらいがある、こういう根深い不満を実はわれわれ持つておるわけです。しかし、その点については、きょう私は、問題がござらぬから申すから申しませんけれども、しかし、今度の場合のように、新しく法律案ができる、政令というものは法律といわば一体となつて、具体的に政令でどのように具体化されるかというその問題も含めて、法律案のほんとうの性格というものとは浮き彫りにされる、ですから、何でもかんでも政令の改正のときにまで国会の審議に乗せろとは私どもも言いません。しかし、少なくとも法律案が新しくできるときには、おおよその政令案というものは固まつておつてしかるべきではないか。そしてそれはまさに法律案の審議と一体のものとして国会の審議にかけても、行政のいわば能率化という面で欠けるところはないのではないか、このように考えるのですけれども、どうも普通の場合、これは、この政令案といふものは出されない場合が多い、これは私はよくない慣行だと思ふ。この点についての御意見を最初に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 私が申し上げましたのは、そういう意味で法律をつくつてもらつておいて、あとで政令で適当にごまかしてしまおうという意味の先ほどの発言ではございませんで、法律をつくり出すときには、当然それを受けて施行すべき政令、準備すべき事項はおおむね固まつておるわけですから、しかし、ただいまも今日までずっと衆参両院で議論をいたしておりましたうちに、私はまた行政の責任者としておりましたので、その政令にさらにつけ加えるべきもの、あるいは考え方を改めた角度から政令を設定すべきもの等々がやはり反映してしかるべきだと思ひますので、そういう意味で最終決定をしていないと申し上げましたけれども、全般的な傾向としては、租税法定主義の思想といふものはやはり他の法令にも当然同じ考え方であるべき基本的な考え方であることに変わりはないと思ひます。ですから、政令で極端に法律事項であるべきものまで逃げ込んでおつていましてしまつてしまつていくことは断じてあつてはならない。それがまた法を執行するところの行政の責任であると思ひます。したがって、いまの段階でお答えできる点について答へるとおつしやるのであれば、政令の内容についてつても次々とお答えはいたすつもりでございます。

○松井誠君 私の申し上げましたのは少し焦点が違つたわけですね。われわれも、法律案が最終的にきまらないの政令案を出さぬのはけしからぬなんというばかなことは言いません。あなたの言われたように、確かに政令案といふものは法律の審議とい

るものを参酌して、そうしてあらためて練り直すという事はあつてしかるべきだと思ふ。しかし、そういう前提があつてなおかつやはり一応の政令案というものは法律案の審議と一緒に出すという事が必要ではないか。具体的にこの法律案がどういふふうな具体化をされるかという展望を含みながらわれわれ一緒に審議するほうがベターでもあるわけだ。ところが、いままでは政令案というものは、もう普通のきわめて技術的な事務的な簡単な政令案なら別なんです、問題になりそうない政令案ですと出てこないのが普通なんです。こういう慣行というのは私はよくないと思ふ。これは将来変わるべきであり得ますよ、最終案ではありませぬという、そういう留保つきでけつこうでありますけれども、しかしやはり出すべきではないのか、本来、そのように考えるわけだ。あらためて御意見をお伺いします。

○国務大臣(山中貞則君) 政令案を出せという御要求があれば、当然これまでに委員長もしくは委員の御希望があれば、現在の時点においてはという前提でお出しすることは可能でございましたし、私もそれをやらなかつたことの怠慢を責められるならば、その点はおっしゃるとおりだと思います。

○松井誠君 私はいきよこのどたんばに来て具体的な政令案の提出をお願いはしませんけれども、私が長官に特に申し上げておりますのは、この問題の取り扱いだけではなくして、いわゆる国会の審議全般における政令案の取り扱いを、これはどなたに申し上げていいのかわかりませんが、けれども、むしろやはり総理府に向かつてものを申すのが一番いいかと思ひまして、それでこの機会にいままでのこの悪い慣行というものをこの際改める気持はないのか、政令案というものを法律案と一緒に出すというのを原則にするような方法をとつたほうがいいんじゃないか、そういう趣旨で申し上げておきたいです。

の二つの国会に提案されましたものが具体的にどのような展開が行政上されていくのか、そのことがまた法律の審議そのものの内容においても違つてくるであらうから、その点はそういうふうな、まあ私がほかの大臣まで全部そうせよと言ふことはできませんが、それがいいということであれば、それに対して私たちが少しも反対という意思はございません。運営の方法としてそういう手段をおとりになれば、これからはそういうふうな御要求があれば応じていい。なお政令につきましては、御承知のように、閣議決定をいたします、ある省が恣意的に、あるいは関係省の一方的な主張によつて曲げられて、本来の法律の趣旨から少し逸脱したり、あるいは逃げたりするものなものはなかなか簡単には閣議決定にかからない。やはり閣議決定は各省大臣全員が承知をしたものが決定されるわけでありまして、そういういいかげんな方法でやつていけるものではないというところだけは一応申し上げておきます。

○松井誠君 国会審議がこれによつて非能率になるわけでもございませぬし、むしろやはり国会の審議をしてその実をあげる方法にもなるわけでありまして、ひとつ長官あたりからそういう方法のブッシュをしていただきたい。

○政府委員(青鹿明司君) 中央と地方の管轄でございまして、御指摘のとおり、政令で定めることになっておりました、ただいま私も考えております点を申し上げます、やはり中央で管轄いたしますものは、いわゆる四大公害事件のように、被害の度合いなり影響の及ぶ範囲から見まして、全国的に統一的に処理をするのが適当と思われるような事を政令で指定したいと考えているわけでありまして、具体的に申し上げますと、これにつきましても、健康上の被害と生活環境に対する被害と両方あるかと存じますが、健康上の被害

につきましても原因と疾病の態様をもとにいたしまして、それから財産的な被害につきましても、財産なり収入の減少の度合いによりまして、これらをもとにして政令で定めて中央の管轄としたいと考えております。なお、いすれにしても中央と地方の管轄の問題でございまして、政令段階では懸念がないように、疑問点がないように明確に規定するようにいたしたいと、かように考えております。

○松井誠君 その規定のしかたでありますけれども、いまお話しのように、いわば抽象的に書くのか、あるいは具体的な、たとえば病気の名前でもあげるのか、あるいは、私が予想しておつたのは激甚法にあるように、何か規模を数字であらわすようなそういう方法でもやるのか、この法律案を読んだ限りではでんでん見当がつかない。ですからその点も少し、大体案として固まつておりましたらお聞きしたい。

○政府委員(青鹿明司君) 健康上の被害につきましては、疾病を、名前をあげまして定めたいと思つております。それから生活環境につきましては、被害の度合いを、これは絶対額で書きましか、率で書きましか、ちよつとまだきめかねているわけでございますが、具体的な数字でもつて政令を定めたい、かように考えております。

○松井誠君 この生活環境の問題については、書き方があるいは流動的——もし被害の額とかそういう数字を入れるのだということになりますと、流動的と言ふわけでありまして、したがつて、それを政令にまかせるということは私はあなかと反対いたしますけれども、しかし病気を書くという事は、これはたとえば法律に書いておいて、その他政令で定めるものという形で法律事項にしても私はよかつたのじゃないかと思ひます。そういうふうなことにされたいという理由は、もうすでに病気の名前も一応固まつておるとすれば、なおさら法律事項にしてもよかつたのじゃないか。どうですか。

かなりいろいろな流動的な点もあらうと存じますし、たとえば慢性気管支炎等も当然その疾病の中に入らうかと存じますけれども、そういう現実に応じた措置ができるように包括的に政令でいこうと、かように考えております。

○松井誠君 管轄がそのように中央と地方で違つておりましたが、実は私ちよつと気になりますのは、地方で公害紛争が起る、それが地方の紛争処理の審査会にかけらることにちよつとやるような場合があるかもしれないと思ふ。問題が、たとえば知事なら知事が何か特定の企業に非常に縁が深い。知事とは一応相対的に独立しておる機関ではありますけれども、やはり何かの疑惑がある、あるいは現地でやるには企業からの圧迫がある、そういうことで、できれば地方でやりたくなくて中央でやりたい、そういう希望がある場合も私はあるだろうと思ひます。これはもう審査会の委員会の人選が悪ければ悪いほどそういう希望というものが出てくる。そういう意味でその審査委員の希望によつては地方に持つていける、最初から持つていける、そういう仕組み、そういういわば弾力的な管轄というものを設けたほうがよかつたのじゃないか、このように思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(青鹿明司君) やはり中央委員会と地方の審査会の管轄の問題でございまして、原則としてはやはり重複しないように定めるべきではなからうかと考えるわけでございます。確かに先生御指摘のように、地方にはなじみがたいような事案も具体的に起り得る可能性があると存じます。その際の準備をいたしまして、法律の三十八条に引き継ぎの規定を設けております。これは申請当事者の同意を得まして、中央委員会と協議をしまして、相当の理由がある場合には管轄を中央から地方に移すという道を開いておりますので、これによつて処置したい、かように考えております。

○松井誠君 いま読まれたのは、いわば移送ではなくて、事務の引き継ぎという形ですね。したがつて、一応受け付けて何かしらの調停をやつてみ

て、特に何かしるべき特段の事由が出てきたから事務を引き継ぎますという形式であつて、初めから中央でやるという形式ではないわけですね。具体的な事例をあげるのには差し控えますけれども、最近の公害の問題の認識がずいぶん浸透してきました。しかし、数年前までは、多少の公害があつても工場誘致のほうがいんじやないか、工場誘致をするためには公害であまり騒がないほうがいいんじやないか、そういう知事さんもおつたわけですね。そういう空気の中では、なかなか公害紛争というものはやりにくい。ですからそういうときにはこの引き継ぎという規定を活用するのでなくして、初めから起こさせるような方法をとつたほうがいいと思つたのです。その方法がないならば、引き継ぎという方法を活用してやるよりはかにないか、これは規定の体裁からいけば、しばらくこれでやってみて、だめだから中央に移すというふうな、何か理由があるから中央に移すというふうな形式でありますけれども、たとえば申請人が、ほんとうならば中央でやつてもらいたいだけけれども、それができないから、とりあえずここで起こします。しかし起こしますけれども、実質的には中央で処理するようにしてください、という希望があれば、事実上それをいれて中央に移す、こういう取り扱ひもこの引き継ぎという規定でもよろしいですか。

○政府委員(青藤明司君) その当事者の御主張に相当の理由があると考える場合には、ただいま先生の御質問にありましたような扱ひも可能であらうと思ひます。

○松井誠君 それに関連をするのですけれども、中央の場合問題になり得ると思ひますが、調停を起し、調停委員をきめる。三名の調停委員をきめる。その三名の調停委員をきめるときに、この間も裁判官の忌避ということがあるにないわけですね。忌避という制度はこの中にはないわけですね。しかし、実際問題として、その人選によろしきを得なければ、どうもくさい調停委員が出てきたり、企業と何らかの関係で、くつつきのあ

る調停委員が出てきたり、そういう場合に、そういう人たちの意向というものを、何か忌避をしたという当事者の意向、そういうものを生かす方法というのはいかがでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 仲裁については裁判と同様に、仲裁人の忌避の制度を設けることにしております。しかし、調停のほうは、最終的に当事者双方の合意ということが前提でございますから、忌避ということまでは必要ないのじやないかという感概でおるわけでございます。

○松井誠君 これは裁判所の調停の場合にでもときどきあるのですけれども、やはり忌避という制度がない。しかし、裁判所に申し出て更迭を願う。そういうことは事実上やることもあるわけですね。この場合も調停委員というか、選ぶときは、あらかじめ両方の当事者の希望を聞き内容を聞くなり、そういう方法で、人選に少なくとも忌避されるような人間を入れないくらいの配慮は私としてはしるべきだと思ふのですけれども、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは前にも答弁いたしましたとおり、法律には識見とかいろいろ言っておりますけれども、実際には一方の利益に片寄らない人、あるいは相互から信頼を勝ち得られる人、ことにこの法律は被害者救済の立場に立つてあくまでも立法したものでございまして、少なくとも加害者と思われる起因者に立つ人は絶対困るという感概を貰いたる人選を中央、地方においても指導していきたいと思ひます。

○松井誠君 人選の場合で、人選といいますが、任命するときの人選の場合でなくて、具体的に調停委員を三名なら三名選ぶときに、何名かのうち、九名ないし十名ですか、その中の三名を選ぶときに、これだけは困りますよ、できればこの人とかの人を調停委員にしてくださいという、そういう希望はいれられますか。

○国務大臣(山中貞則君) 困りますということはいれられると思ひますが、この人を頼みますということは、善意においてはいいんですが、それが裏目にこの人を指名された場合に、当事者側の一方がなぜ希望したか気がつかないであつて気がついて、しまったと思ふようなことになるといけませんので、そこらところは、やはりある意味の節度がなければならぬと思ひます。

○松井誠君 私の言つたのは言い過ぎだったかも知れませんが、少なくともこの人だけは困る、そういう希望は十分尊重してよろしいと、こういうことですね。それから、この調停の非公開の点についてお尋ねをしたのですが、これはもう仮定の話ですが、もし両方の当事者が公開でよろしいという、公開について同意をしておるわけではないと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) 法律としては一応非公開ということでございますから、禁じられておるという言い方は刺激的でございますけれども、今回の場合には、公開をする必要はなからうということでは非公開ということにいたしております。

しかし、私は、これを初めから絶対に公開してはならないんだという強い意思を持ってこの法律を推進してきたものではございません。ということには、過去において一院を通過して、他院の意思がおおむね表明された内容の法律でございますので、内容の賛否の分かれた立場は別にいたしまして、やはり私のほうで基本的な問題をひっくり返すには、今度は逆にこれは絶対に公開としなければならぬ強い理由を私自身が発見しなければならぬ。その意味においては、今回のこの制度の運用に關する限り一応非公開でいい、これが特定の立場の一方のものをひどく不利な状態に追い込むことになるというふうなことはならないだろうと私は思つております。

○松井誠君 私が聞きたいのはそういう意味ではなくて、非公開と書いてあるけれども、しかし、これを公開しても別に違法になるのではないと解釈していいのではないかと。それを調停委員が独断で当事者の反対を押し切つて公開をするということはおそらくないでしょう。しかし、少なくとも両方の当事者がよろしいと言へば公開をするということも実際の取り扱ひとしてあり得るのです。それがこの規定に抵触して違法だということにはならないのではないかと。私の質問の趣旨です。

○国務大臣(山中貞則君) その事の可否は別にいたしまして、純法律的に議論いたしますならば、残念でございますが、違法と言わざるを得ないと思ひます。

○松井誠君 違法になりますかね。これは、公開をしなればならないというわけではないんで、なぜ一応非公開にしたかという、じやその理由で、そこを考へていけば、両方の当事者が公開をよろしいということになれば、公開しても私は差しつかえないんじやないか。裁判の場合公開で、調停の場合非公開というのは、どこの裁判所にもある。それは当事者がいふば公開を希望しない、事柄の性質上あまり知られたくない、という希望をいふば尊重をして非公開にしたのじやないか。だとすれば、この場合にはそういう条件が、両方の当事者が希望すれば、あるいは同意すれば、なくなるのですから、したがって、非公開にする理由はないのじやないか。公開にしたからといって違法になる理由はないと、こう思ふのですが、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) それは先ほど、お氣持ちはわかりますが、—というのを前置きに申し上げたので、法律的にはそれを違法でないとするならば、ただし当事者間の双方において公開とすることを認めたときにはこの限りではない—とかなんとか法律に書いてないと、やはりこれは違法である。これはあなたのほうで専門家でございましてから私が教へてもらつてゐるわけですね。そういうことにならざるを得ないと思ひます。

○松井誠君 私がこんなことを聞くのは、これは十分に予想がされるように、公害紛争の処理というものは、一つの住民運動として起きてくる、そういう場合がずいぶん多いだろうと思う。したがって、調停そのものも運動の一つの形態として行なわれるというより、そういう場合が多い。純粋な民事的な紛争というものは性格がだいぶ違ってくる。したがって、民事的な普通紛争ならば、調停は非公開という原則は私にはわかる。しかし、運動をやっている立場からいえば、これが非公開になって全く普通の民事事件と同じようなペースでやられるということになると、運動のエネルギーまで失われてしまう。少なくとも被害者の側からいえばマイナスに作用をする。ですから、こういう規定があるにもかかわらずこれを公開とする具体的な方法はないかと思つて実は聞いています。

それじゃ伺いますけれども、この条文には代理人の規定はないわけですね。代理人あるいは当事者自身も何十人あるいは何百人となるので、これはしかるべき制限をされるのはやむを得ませんけれども、少なくともその当事者あるいは代理人というものの数をふやすことによって事実上公開的な性格をとらせる、こういうことはやつてもよろしいでしょうか。

○国務大臣(山中貞則君) 代理人制度は当然設けなければならぬが、しかし、それを数をふやすことによって公開と同じにするというのは、善意に解釈すればなるべく多くの関係者が公平に自分たちの耳で確かめながら進行を、推移を見守るということ、いいんでしようけれども、これを逆に解釈すれば、相当多数の者の力をもつて公開という場所において圧力をかけるということも形の上では想像できる形になりますので、まあ、代理人を置くこと、それはしからば多数であつて事実上公開にしてもいいほどの代理人の数でもいいのかということとは、そこにおのずからやはり当事者にかかわるべき人を代理人という以上、当事者以上の数の人が大ぜい入るといふのはいかがなものでございましょう。

上、当事者以上の数の人が大ぜい入るといふのはいかがなものでございましょう。

○松井誠君 その代理人の問題ですけれども、これは原則として自由、代理人の選任は自由と考えていいですね。

○国務大臣(山中貞則君) それは代理人を置きたいという方の意思によって自由でございまして。

○松井誠君 そうしますと、いま長官が、本人の数よりも多い代理人は置かないと言われましたけれども、許可制でなくてということになれば、委任状が何通出てきてもこれはしかたがないんじゃないですか。

○国務大臣(山中貞則君) まあ理屈を言うつもりはありませんが、やはり代理人は本人にかかわるべき人を代理というのでしから、一名の代理が十一名であるというのはいやや常識上おかしいと思つてはいます。どうでしょうか。

まあ専門家ですからあなたの意見のほうをひとつ聞かせてもらいます。

○松井誠君 それは一人の依頼者が数人の弁護士を選ぶことは幾らでもあるんですから、本人の数よりも代理人の数が多いいいことは幾らでもある。ただ私が事務当局に聞いたところでは、代理人を政令で許可制にする、そういう意向を聞いたもんですから、そういうことも含めて実はお伺いしたんですけれども、事務当局ではどうなんですか。

○政府委員(青鹿明司君) その点につきましてはいすれ政令で定めたいと存じておりますけれども、直接代理人の数を制限いたしますか、あるいは長官からいま御答弁申し上げましたように、全体として委員会の秩序維持という観点から所要の権限を委員会に認めるようにするか、ただいま検討中の段階でございまして、結論を得ておりませんが、いすれにいたしましても、審理の進行が阻害されるような場合にはそれを排除する規定は手続上必要ではないかと、かように考えております。

○松井誠君 私も代理人を無制限に認めていいと

は実は思いません。しかし、代理人そのものを許可制にするのではなくて、代理人は何人でも認めらる。しかし、具体的にその調停の場というその場所的な制限がありますから、そういう意味で調停の進行に差をつけたいがあるような代理人の数は困るというところは私はあえて反対しません。けれども代理人の数のものを初めから制限したりといふことは、えてして乱用されるという危険性が私はあると思つて、ですからこの代理人の選任についてそれを全く白紙で政令に委任をしておるということ自体、私もちよつと解せないですが、そういう配慮、つまり基本的な人権といつてもいいんですが、こういう紛争処理のために自分が代理人を選ぶといふそのこと自体は制限ができません。しかし、その代理人が具体的に調停の場所に出てくる数というものについては制限されてもやむを得ない。そういう方法で制限をされるのですか、どうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) だからそこらのところが、こつとやつて質疑応答をやつておきますと、政令を最終的にきめるときに私の頭の中に入ってくるわけでございますから、ただいまの御意見は貴重な御意見として拝聴いたしまして、政令の制定に当たりたいと思つてます。

○松井誠君 あんまりつづいて妙な政令を出されても困りますから、この辺でやめさすけれども、しかし、少なくともやはりお役所仕事で、なるべく無難のほうがいいだろうというふうなことで安きにたつてやうなやり方だけはひとつやめてほしい。これは、何としても代理人の問題というのは相当やはり重要な問題、調停の段階でも重要な問題だと思つてます。したがって、その取り扱いひとつ慎重にお願いをしたい。

それから費用の負担の問題ですけれども、これは何度でもいままでも質疑がなされておりますが、もう一度あらためてこの四十四条の負担です、当事者が負担すべき費用としては大体どんなことを考へておられるのか、そこからまずお伺いをしたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは先ほどの御答弁に、もう一応お答えしておきますが、この種の公害紛争処理のあり方について逃げてみたり、ごまかしてみたりすることはもう通用しない時代が来つつありまして、この法律で運用してみてもなおかつ私は問題点がたくさん出てくるだろうと思つてます。ですから政府の政治の姿勢として、公害に対する政治の取り組み方全体の問題は逐次点検、改正、あるいは抜本的な構想等が出なければならぬ時期がすでに来ているのでありますから、法律の執行にあつていささかもごまかすようなことを考へてみたところでは世間に通用しない、非難を招くばかりでありまして、そういうことはむだなことだと基本的には考へております。それからいまの費用の問題は、事柄が事柄でございますから、あとで室長から答弁させますが、被害者が当初持ち込むわけでございますから、それらの人々の負担に過重な影響のないように、なるべく配慮できる範囲の最大の軽減措置を講じてまいりたいと思つております。

○政府委員(青鹿明司君) 補足してお答え申し上げますが、この費用を分類いたしますと、大体三つに分かれるのではないかと考へます。

一つは、当事者が直接支払うようなものでございまして。たとえば代理人の費用とか、あるいは出頭に必要な費用、こつといたものが第一の分類。それから第二は、個々の事案ごとに委員会が審理を進めるに際しまして必要な費用でございまして。たとえば参考人あるいは鑑定人等に関する費用もこれに含まれるのではないかと考へます。それから第三番目には、これは事案があるなしにかかわらず当然委員会として経常的に要する費用、委員の手当とか、職員の手給とか、経常的な費用でございまして。

この三つに分けて、第一の分類に属するものは、これは当事者に御負担を願わざるを得ないのではないかと。それから第三の分類に属するものは、当然公費でもってこれを支弁するということになつたと思つてます。問題は第二の委員会

の審理活動に伴って要する費用でござりますが、当事者が任意で行なわれるものは別にいたしまして、やはり委員会として活動するものにつきましては、これは公費でもって支弁するということに考えてまいりたいと存じております。

○松井誠君 問題は第二のグループの問題ですけれども、いまのお話ですと、たとえば鑑定というものが相当大きな費用に實際問題としてなる場合が多いわけですが、当事者のほうからその鑑定の申請をする、調停委員会の手でひとつ鑑定をさせるという仕事をやってもいい、そういう場合には、鑑定費用というものは当事者負担ではないということですね。

○政府委員(青鹿明司君) ただいまの御質問の点は、これは公費でもって支弁すべきものと考えております。

○松井誠君 その申請手数料ですけれども、私はこれは形式的な定額を取るのかと思っております。もしやたらとでなく、やはり具体的な紛争の案件の価格に応じて手数料を取るといふような意向だということをお聞きしましたけれども、そうなんです。

○政府委員(青鹿明司君) やはりその事案で、解決によりましていゆる利益に応じてスライド的にやはり申請手数料は考へるべきではないかといふふうにただいま考へておるわけでござります。民事調停法あるいは建築工事の紛争につきましても同様スライド制をとっておりますので、同様の仕組みで考へてまいりたいと思ひます。

○松井誠君 私は少なくとも申請手数料だけ是一件につき幾らという定額で取るべきではないかと実は思つて居る。これは裁判の場合と違つて訴訟救助という方法もない、したがつて、その費用というものはどつちも納めなければならぬわけなんです。しかし、この費用を納めるということについて、こういう公害の紛争処理というものは何も好きこのんでやるわけでもない。普通の民事的な訴訟も好きこのんでやるわけでもないでしようけれども、好きこのんでやるのではないという度

合いがもつと強い。起こさざるを得なくなつて起こすわけなんです。起こさざるを得なくなつて起こすというところに私はやはり政治の責任というものがあると思ふ。政治というものはおかげでわれわれはこういう紛争処理の費用がかかる、そういうやばい負担感というものが多く、特によく言われますように、費用負担の能力の低い人たちが多く、その申請手数料で、しかも損害賠償なら損害賠償の額というものはずいぶん普通の民事事件よりも大きいのが現実じゃないか、被害の額というものは大きい。そうしますと、私はやはり普通のいふんないままのお話だと、裁判所の調停の例なんか申されましたけれども、繰り返しますけれども、これは政治の責任だといふ、そういう一面があると思ふ、そういうことも含めて同じように考へられたいのではないかと。いまスライド制といふことを言われましたけれども、そのスライド制で考へて、たとえば一億円なら一億円の損害額ですと、いまの政令案ではどの程度の手数料になりますか。

○政府委員(青鹿明司君) 具体的に一億の数字で申し上げますと、まずその前に、民事調停あたりで幾らぐらいになるか、まず申し上げておきますが、一億でござります。民事調停は二十万一千二百円でござります。それから建設紛争でござりますと、これはあつせん、調停、仲裁それぞれ違ひますが、あつせん五万二千円、調停で四十万二千五百円、仲裁で二十一万九千六百円ということになるかと。公害紛争の場合でござりますと、これは先生御指摘のとおり事情もござります。ただいま申し上げたような数字を上限にいたしまして、極力費用の負担を少なくならしめたいといふことで、ただいま政府部内で検討中でございますので、ちよつと具体的な数字は申しかねるでございますが、大ざつぱに申し上げますと、大体この建設紛争の半分ぐらいで済ませたいといふような考へを私も持つております。

○松井誠君 建設紛争の手数料というのは、裁判の民事調停の手数料のどのくらい、何割ぐらいですか。

○政府委員(青鹿明司君) 約二分の一でございます。

○松井誠君 そりしますと、民事の調停の手数料の約四分の一ぐらいをめぐりにする、そういうことですか。

○政府委員(青鹿明司君) ただいま私どもの段階で考へておるものは、四分の一ぐらいをめぐりに考へたい、かように考へております。

○松井誠君 長官にその点お願いしておきたいんですが、まさに審議の経過を参酌するという意味で、私はやはりこの公害紛争というものは国が何かしらの責任が本来ある。そういうことを考へれば、普通の民事事件の処理のような形で手数料を取るといふことが私はむしろおかしいと思ふ。ですから何がしかの行政行為をやるんだから、その代価として最小限度これだけ取るんだ、一件幾らという形式的なものでいいと思ふ。しかし、その基本的な方針がそうでないと思ふ、繰り返して当事者の負担にならないように、繰り返して訴訟救助という方法がある、あるいは弁護士を頼む費用さえも法律扶助という制度があつて、とりあへず一銭もなく裁判ができるという形式が整えられていくわけなんです。しかし、これには一つもさういふことがないわけなんです。ですからひとつできるだけ低額に押えるように特に長官にお願いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) ただいまの御意見を十分了承した上で政令の制定に当たりたいと思ひます。

○松井誠君 最後に時間がなくなりましたので、一つだけ鉱山保安局にお尋ねをしたいと思ひます。実は私も、先般大分県のあれは奥嶽川に

三菱金属の尾平鉱山の廃坑の水が流れ、その中にカドミウムが含まれておる、そういうことで視察をしたわけですが、そのときに考へたのは、その鉱山はもうすでに廃坑になっておる、十年くらい前に廃坑になっておる。しかし、その中にカドミウムが含まれておるといふことで、三菱金属にそののしかるべき施設をさせておるわけなんです。そのことにお尋ねをしたいのですけれども、すでに廃坑になつておつても鉱山保安監督局あたりの規制はまだ大きく、しかし何か聞きますと、もしこれを鉱業権がある場合、しかし鉱業権がなくなると五年たてばもう規制の方法がない、こういうことを聞きましたけれども、そういう仕組みになつてゐるのですか。

○政府委員(橋本徳男君) 鉱山は御承知のように、特殊な事業がございまして、作業をやりますから実際の鉱害の発生までに若干の日時を要します。したがつて、現在の鉱山保安法におきましては、鉱業権が存続しておる間はもちろんならうな命令その他の措置ができます。それから鉱業権がなくなつても、鉱業権者であつた者に対しまして五年間の間は鉱業権者とみなして各種の保安法上の措置をとることはできるというふうな規定になつております。ただいま問題になりましたような三菱尾平のような場合には、すでにこういった三菱鉱山というものが現に存在しておりますので、保安法によりまして十分さういふ保安法上の対策が講ぜられるといふふうに考へております。

○松井誠君 それは鉱業権がなくなつて五年たつた以後ですか。

○政府委員(橋本徳男君) 実際に鉱業権がなくなりましたといふときには、これはたとえば小さな鉱山で、一社一山といったような場合は、これは鉱業権がなくなつても、その会社がたとえはかの事業をやつてゐるといふたような場合に、五年間追及してゐるような場合には三菱鉱山といふものが現に鉱業権者として存在しておりますか

ら、これは問題ございませんです。

○松井誠君 鉱山保安法をちょっと読みますと、やはり鉱業権がなくなつてから五年の間はというふうな書き方をしているから、鉱業権というものは当該その鉱山の鉱業権というふうに読めるわけだけれども、あなたのお話を聞くとそうじゃなくて、会社が存続してある限りは、具体的にその鉱業権がなくなつても鉱山保安法のいわば規制としてその廃坑になつたところの規制ができる、このように考えていいのです。

○政府委員(橋本徳男君) 三菱鉱山のような場合には、三菱鉱山として鉱業権をとっておりますのでこれは問題ございませんです。ただその周辺にたとえ鉱山がなくなつていっても、三菱鉱山というものは、これは鉱業権消滅後五年というふうなことでございせんが、そういうふうな一山一社のような場合に、その山についての鉱業権が消滅いたしました場合には、五年間、こういうふうな仕組みでございせん。

○松井誠君 ちょっとよくわからなかったのですが、もう一回……

○政府委員(橋本徳男君) 三菱とか三井とか古河とかいったような大手の山につきましては、これは三菱鉱山として鉱業権を持っております場合が多くございせん。したがって、それは一つの山が廃坑になりまして、鉱業権者三菱鉱山というふうなものが残る、三井鉱山というものが現に残っておりますので、これは保安法上永久に保安法の体系に基づきますような措置を講ずることができると思ひます。ただ、そうじゃなしに、小さな山で一山一山という形にあられた場合には、その会社が鉱業権を放棄して、たとえはかの砂利採取とかほかの事業は継続しておるといったような場合に、初めてそれであつても五年間は保安法でいろいろな措置をやらせられるというふうなことでございせん。

○松井誠君 私現地を見たときに、相手が三菱だ

からいいようなものの、これが小さな会社でつぶれておつたらどうなつたんだらうというのを気にした。いまのあなたのお話ですと、小さな鉱山でつぶれると一緒に鉱業権がなくなつていような場合の話を聞きたいのですが、つぶれた場合どうなるのですか、会社がつぶれた場合……

○政府委員(橋本徳男君) たとえば一山一山でございまして、その会社が全くつぶれてしまつたというふうな場合には、これは対象がございせん。その場合には保安法で命令をしようにも相手がいないというふうなことで、これは保安法が適用できない状態になつております。

○松井誠君 そこで、そういうのを聞きをしたのですが、とにかく現実には公害が生じておる、しかしその公害を生ぜしめた原因者というものはもう消えてなくなつておる。会社は解散しておる。そういう場合、特に鉱山の廃坑なんかの場合に多いと思ふのです。そういう場合には一体それを相手にして紛争処理調停の申し立てをするのか。あるいはそれはもう調停申し立てができない事件になつてしまふのか。その点はどうか。

○政府委員(青鹿明司君) この制度も公害にかかると紛争でございまして、紛争でございまして以上、当然当事者がいないと紛争にならないわけではございせん。相手方が消滅して、ないという場合には遺憾ながらこの法案によります調停なり救済に訴える道はなくなるというところになるわけではございまして、その段階では、やはり苦情の問題として一般の行政上処理する以外にはないのかと考へておるわけではございせん。

○松井誠君 一説によりまして、土地の所有者に責任があるのじゃないかという議論も実はお聞きをしたのです。その点どうですか。

○政府委員(青鹿明司君) 民法上の問題でございまして、私も正確に御答弁いたしかねるわけではございせんが、民法七百七十七条に、土地の工作物の占有者あるいは所有者の責任等もあるわけではございせん。あるいはこういふ規定によりましてその土地の占有者あるいは所有者に対する紛

争として処理することも場合によってはあり得るのではないかと考へております。

○松井誠君 場合によつてあり得るもので、つまり当事者がいま言ったような法律の条文に具体的に該当する場合に限つてできる。そうでなければこれは国が行政上、政治上の責任として処理する以外にはないわけですね。長官どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) いまの鉱山のケースで申しますと、やはりその地域の住民、地方自治体、あるいは都道府県というふうなものからのルートによつて、かつて鉱業権を認めた都道府県に對してその工事の施行を求め、そしてそれに伴う補償等を許認可官庁を通じて求めていって、それを政治上、行政上解決する道しかならうかと考へます。

○小野明君 厚生省のほうにお尋ねをいたします。先般、これは私も福岡県下の公害の視察に参りました。特に北九州大牟田の汚染の実態を視察をいたしましたのであります。その状況でございまして、時間もありませんから北九州市に限りましてお尋ねをいたしたいと思ふのであります。北九州市の大気汚染の動向はいかになつておりますか。

○政府委員(橋本徳男君) 北九州市の場合と限つてのお尋ねでありますので、北九州市に限定してお答え申し上げます。北九州市の降下ばいじん量は昭和三十四年から全市的に調査を続けてまいりました。測定開始当初は平均二十・七トンを示しておりましたが、年々減少を続けてまいつております。測定開始当初測定点五十一カ所において行なつてまいりました当時が平均二十・七トンでありましたが、四十一年ごろから大体十六ないし十七トン程度、測定点は三十カ所でありまして、その程度のばいじんの数字となりました。ただ最近再び増加の傾向を示し出しておりますので、私もとてきわめて注目を払つておる点であります。地域的に申し上げますと、八幡、戸畑及び若松地区が高く、特に工場地帯に囲

まれた八幡の城山地区というところでありまして、ここは四十三年最高九十八・五トン、平均五十二・一トンのきわめて高い値を示しました。また、浮遊粉じんにつきましては、昭和四十三年度の環境大気調査の結果によりますと、ハイボリユー・エアサンプラーで測定した北九州市の十カ所の平均濃度が一立方メートル当たり三百七十七マイクログラム、公害防止計画で示した年間を通じての測定値の五〇％は一立方メートル中百五十マイクログラムであります。暫定目標値の倍以上の高い汚染率を示しております。また、金属成分を見ますと、他の工業都市に比べて鉄及びマンガンのふえておる、非常に多いということが申せると思ひます。なお、硫酸酸化物につきましては、四十年度の平均濃度は戸畑地区が〇・〇五五PPM、若松地区が〇・〇七六PPM、八幡地区が〇・〇三三PPMでありまして、四十四年にはそれぞれ〇・〇三三PPM、〇・〇四九PPM、〇・〇三四PPMと減少の傾向を示しております。

○小野明君 最近も続けて警報がなつていような状態がありまして、いまの御説明でも、かなりひどくなつておるということがわかるわけでありまして、それで、次のお尋ねであります。この北九州市の常時の監視体制はどのように整備をされておるのかですね。また、国の整備基準はどのようになつておるのか。補助のほうもあわせてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本徳男君) 常時監視測定点につきましては、厚生省としては一応二十五平方キロメートルに一カ所という基準をもつて整備を進めておるわけでありまして、その基準からいいますと、北九州市の場合には計算上は十八カ所必要となるわけでありまして、しかし、先生よく御承知のとおり、北九州市の場合山が多いと、非常に特殊な地形をなしておりますので、実際に要する数はこれよりおそれく少なくなるであらうと考へられております。ただ、その場合に、地域

どうか、御存じであればどのように受けとめて
いってこられたのかお尋ねいたします。

○政府委員(坂本勲君) お答え申し上げます。
北九州市に測候所をつくつていただきたいとい
う御要望はもう四、五年先からあるということ
は十分存じております。ただありていに申し上げ
ますと、一般的に非常に組織の新設というのはむ
かしい状態でございます。ただそれにかて加え
まして、ちよつと気象庁の沿革的な歴史にまでさ
かのぼつて申し上げなくてはならないわけでござ
います。戦前は気象庁は、中央気象台というもの
だけが国でやつておりまして、地方の測候所等々
は大体地方の公共団体でそれぞれの気象業務を行
なつておりましたものを、戦後——戦争直後でご
ざいますけれども、気象庁になりました際に、それ
をそのままの形で実は一緒くたにして、いわば非
常にことばは悪うございますけれども、積み木細工
のような形で積み上げられてきたよう
な実は形になっております。内部事情の恥を申し
上げるようかもしませんが、たとえば静岡県には
測候所が五つ六つもあるけれども、お隣の神奈
川県には、もちろん中央気象台は横浜にござい
ますけれども、それ以外には測候所は全然ないとい
つたような状態でございます。いろいろないわば
アンバランスがございます。正直申し上げまし
て、そういった測候所の配置も含めました全般の
あり方の再編成をいわば考えた上でない、なか
なか財政当局のほうにも思うような説明もできな
いというのが実は正直といった実情でございま
す。ただし、北九州市、先ほど先生も御指摘にな
りましたように、非常に最近大気汚染もひどく
なつてきておりますし、私どもとしまして、せ
めて観測施設なりとは考えておりますけれども、
自動気象計もまた開発中でございまして、どうし
ても観測施設を設けるということになると定員を
つけなくてはならない。となるといやでも組織上
の問題になつてござるを得ないといったようなこ
とで、また先ほどの話に戻りますが、非常にジレ
ンマにおちいつているわけでございます。ただそ

のままにしてほうっておくわけにいかないと思います。たまたまいろいろな意味で社会の変動に應じなければならぬようなところで、いわば気象庁が曲がりかどにきているかとも私たち思っておりますので、諸般の業務を全般的に見直して再編成に取りかかるうとしていただい、ま鋭意作業中でございます。そういう意味合いで、全国的に測候所のあり方等々との関連の上で北九州市の測候所の設置をどうしたらいいかということをするだけ前向きな方向で検討したいと思っております。

○小野明君 内部の問題も御説明があったわけですが、内部の再編成ということも、あるいは再検討ということもさることながら、もうかなり以前から北九州市としては測候所がほしいということと要望をいたしておるわけですね。大気汚染がひどくなることに對する要求、需要、こういうものを優先的に、この要素をいれた私は再編成というものを考えるべきではないか。再編成が先に立ちまして、機構いじりが先で、国民の需要にはあとでこたえるということは、これは問題があるかと思ひます。その辺を再度伺ひます。

○政府委員(坂本勲介君) おっしゃるとおりだと思います。できるだけそういう姿勢でなるべく早くにこの問題を解決したいと思っております。

なお、それまでの間なりとも、現在正直申し上げますと、福岡県につきましては福岡の管区気象台とそれから飯塚の測候所と、福岡県ではございませんが、近所に下関の測候所とそれから小倉の空港がございまして、そこでいろいろな観測をやっております。大体その辺のデータを取りまとめまして、北九州市から問い合わせがあったときには、そのときの気象状況あるいは将来予測される気象状況を御通知申し上げておりますし、北九州市で開かれる委員会等には必ず出席いたしまして、できるだけいろいろな意見を、助言もいたしているわけですが、北九州市には残念ながら小倉空港を除きましては実は私ども何らの観測施設を持っておりません。これは先ほど厚生政務次

官が言われましたような、あるいはその必要性が急がれるかと思ひますが、その辺を早急に検討いたしたいと思ひます。ただ組織の問題はこで来年、再来年というふうにははつきりお答えいたしかねるのでありますが、単に再編成という、それまではという意味じゃなくて、あれだけの大都市でございまして、それとからみつと、言ひとちよつとあれですが、できるだけ早急に善処したいと思ひます。

○小野明君 ひつかかるのは、空港にあるから、福岡にあるからという御説明があったわけですが、この空港がある側と一番大気汚染のひどい北九州市というのは全然気象条件が違うのです。あるいは福岡にあるから北九州市を落とすということは困るのだし、いま警報を出すについてもいろいろ気象状況については福岡まで電話をかけて聞いて、それから北九州市で対処する、そういう非常に回りくどい方法しかないのです。ですから、福岡にあるのは福岡の目的があるし、あるいは空港にあるのは空港の目的に即して建てられているわけですから、大気汚染がひどくなれば、北九州市の状況というのに対してこれに対処するというところで、これは北九州市にせよ置くようにしてもらわなければならぬ、こう思ひわけです。再度御答弁願ひます。

○政府委員(坂本勲介君) 実は大気汚染の気象業務のことでは、ここ数年財政当局と非常に議論をしていて、最中でございすけれども、どこまでが気象庁の範囲で、どこまでが地方公共団体としてやる範囲かどうかということでは、現実にデイスカッションをやっているところでありまして、いま先生申されましたように、私、先ほど申し上げましたのは、小倉空港にあるからそれで事足りるという意味で申し上げたのじゃございせん。小倉空港と北九州市とはちよつと場所として離れているかもしれせんし、もつと重要な地点に何らかの観測施設を設ける必要があろうかと思ひますので、それは今後ともそういう方向で検討していきたいと思ひますが、何しろ財政当局のほうがい

ま申し上げたようなそういう議論中でございすが、私どもはそういう姿勢で積極的に取り組んでいくことにいたしたいと思ひます。

○小野明君 聞くところによると、予算要求もまだしていないというお話をお聞きしているのですが、それは一体組織の再検討ということをいま言われるわけですが、これはいつごろになったらできるのか、いつごろまためどにしておるのか。結局この測候所の必要といふことは、いまお認めになつたようですけれども、組織財源とからんで云々と言われると、五年先のことやら十年先のことやらわからぬわけですね。ですからその辺はいつごろをめどに、そしてこの問題については測候所を置かなければならぬという問題ははつきり要求をする、こういうことで作業なさつておるのかどうか、御説明いたしたい。

○政府委員(坂本勲介君) 気象庁といたしましては、いま申し上げました再編成の問題をそのものを五年先、十年先というふうな、極論すればスローテンポではあるけれども考えております。御存じかとも思ひますが、実は非常にいま定員削減自体の問題でも気象庁たいへん時代になつておりまして、その意味からまた観測網自体につきましても再展開をはかるとか、いろいろな観測のあり方自体についても全般的に総合的にものを見直すとか、そういう作業もやっております。そういうものと並行いたしまして、いわばそういう組織のあり方等も早急に検討しなければならぬと私も実は考えております。五年先、十年先、それが二年先か三年先かというところは、私はちよつとここで確実には申し上げかねますけれども、五年、十年というスローテンポでやるようではこれは気象庁自身が伸びないと思ひますし、そういう意味で早急に取り組みなければならぬ問題だと考えております。

○小野明君 何のことやらわからぬわけですが、五年先、十年先ではない、それでは二年先、三年先ではない、何もやつてないのと同じじゃないで

すか。大体計画を再検討する場合には、それはあなただのほうで詳しいでしょうが、何年をめどにどうする、必ず置かなければならぬのはこれだ、この点はダブっているから必要ないという検討をやられるわけでしょうが、めどもつけない、そして、それを必置するといふ点の御説明もないということになると、何をやっておられるのかさつぱりわからぬですね。再度はつきりしたひとつの説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(坂本勲介君) 五年先でも十年先でもない、二年先でも三年先でもないという意味ではなくて、五年先でも、十年先でもというふうなスローテンポでは私どもだめだと思ひます。ただそれが二年先か三年先かということとははつきり申し上げられませんが申し上げただけで、なろうことならば、ここ二年くらいの間にそういうふうなことをし遂げたいと実は考えておるわけですが、実は先ほど申し上げました組織の新設と同様に、今度は組織を一つどこかの測候所をつぶすというふうなこと、たとえばそれ自身でも今度は地元からたいへん声が上がつてきたりしまして、これは非常に作業それ自体いろいろな情報を見ながら、非常に綿密にほんとうの意味でこれは機構学的にいろいろな形でその土地の方々に納得していただくような形の積み上げ作業をやりますといけませんので、これは現在やっておりますが、なかなかこれは難作業でございまして、ただ、また何のこともわからぬというおしかりをこらむるかもしれないが、どうしてもやらなければならぬと思ひます。そんなに引き延ばしてのんびりかまえるつもりはございせん。そのときに合わせて、そのときと合わせていいますか、それともからみ合わせつ北九州市に測候所というものををつくっていくことを前向きな方向で検討していきたい、こういうことと

○小野明君 何のことやらわからぬ説明ばかりされて不満なんです、私が申し上げておるのは、公害で汚染をされたけれども、それがしかも最近

は非常にひどくなりまして、警報が何回も鳴るといふ状態だ、だからそういう北九州百万の公害対策という意味からも測候所建設というのは喫緊を要する問題である、こういうことで、この機構の再編の問題もさることながら、これはお役所仕事でいろいろありましようが、きつとこれを置く、そして予算要求もやる、そして機構再編は私は別に尋ねてやるわけじゃないですから、いつごろをめどに作業をし、予算要求をするんだと、こういうふうなはっきりした答弁をいただかないと、あいが悪いんです。実は公害視察に参りまして、ある団員のほうから運輸大臣のほうにはもうきつとやうてあるわけですよ。かなりの答弁も大臣のほうからもらってあるわけですよ。あなたのほうは必要認めるなら運輸大臣のほうまで予算要求をしたり、事情説明をしたんですか、どうですか。われわれのほうはそれほどやうておる、それまでやうておる答弁をもらっているのだから、気象庁は一体どうされているのか、あなたがそういう答弁をなさるから私は再度この点を尋ねておきたいと思ひます。

○政府委員(坂本勲介君) 組織の要求としての測候所の新設といふものを予算要求したことは正直言つてございせん。ただ大気汚染との関連の上で北九州市観測施設を設けるというところは予算要求したことがございせん。それが先ほどちよつと申しましたように、ただいま大蔵と議論のまつ最中でございまして、どこまでが私ども気象庁の受け持ち範囲で、どこからが地方公共団体の受け持ち範囲かというところまでたいてい両方者で詰めをやっている最中でございせん。これは観測施設の問題でございせん。測候所のほうはまだ実は予算要求いたしておりません。これはまた繰り返しになるかもしませんが、非常に全国的に測候所のアンバラがございせんので、ここで私から申し上げるのはあれですけれども、北九州市からそれと測候所をつくる必要性は認めるが、そのかわりたえば、これはたとえは話でございせんけれども、飯塚をつぶしたらどうだと

か、あるいは神奈川県に一つもなく静岡県に六つもある、そのうちのつ振りかえたらどうとかという議論を必ず誘発するわけではございせん。その意味から組織の新設云々といひました場合には、気象庁治下的にそういうふうになつておりますが、その全般の兼ね合いのところも一度きれいにした形で、あるいは少なくともその構想を打ち立てた上で組織の要求といふことをいたしませんと、なかなか通りにくからうというのが実は客観的な事情でございせん。

○小野明君 くだいようですが、これは来年度予算要求に間に合いますか。来年度やれませんか。

○政府委員(坂本勲介君) ここで確とした答弁いたしかねます。ただいま予算要求の編成中でございまして、まだ庁として来年度の予算要求をきめておりませんが、先生の御意見も大いに参考的ながら長官にお伝えして、その辺どうするか、あらためて検討させていただきますと思ひます。

○小野明君 次官もいまおわかりいただけたと思ひますが、厚生省のほうからもぜひひとつ運輸省、気象庁のほうにも積極的に御提言をいただきたいと思ひますのであります。最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(橋本龍太郎君) 先刻申し上げましたとおり、私どもとしては、これは必ずしも北九州市ばかりではなく、大気汚染の特異な地形による気象条件の問題があるような場所についてはこうした施設を非常に希望しているわけではございせんが、その場合にも北九州市というものは、今日すでに実は問題の発生しております地域でありますだけに、いま先生のお話のありましたような御意見も私どもの考え方と同一の線上のものでもありま

すので、私どものほうからも運輸省当局に對し、あるいは気象庁に對し私どもの役所としてのできる限りのお願いはいたすつもりであります。

○小平芳平君 初めに厚生省にお尋ねしますが、救済法ができました地域指定をし、また疾病指定をなさつた四日市の場合ですけれども、地域指定と疾病指定をしたけれども、その地域以外に同じ

公害病患者と指定された患者がいるわけですね、現実には。また将来もそういう人が出る可能性がないとは言えないわけですね。そこでもって、この公害の救済法による地域指定、疾病指定というのはどういふ段取りでおやりになつたか、まずその御説明から……。

○政府委員(城戸謙次君) 現在の公害にかかると健康被害の救済制度におきまして指定地域の要件をいたしましては、事業活動等に伴ひまして相当範囲にわたる著しい大気汚染あるいは水質汚濁が生じておるといふこと、また、大気汚染なりあるいは水質汚濁なりによつて疾病が多発しているといふこと、この二つが要件になつておるわけではございせん。したがつて、私どもとしては、は、政令で指定地域を定めるにあたりましては、汚染あるいは汚濁の状況とそれから疾病の発生状況、この二つの面をわたります調査をいたして決定するわけではございせんが、制度の発足にあたりましては、とりあへずこれまで地方公共団体がやつてまいりました測定や調査がございすれば、そういうものをしんしゃくしながら、最も汚染が著しいと思われる地域から優先的にとりまして、厚生省としてさらに詳細な調査をした上で必要となることを指定してまいつたわけではございせん。著しい大気汚染あるいは水質汚濁により疾病が多発するおそれのある地域につきましては、今後ともそういうような調査をしながら地域の指定を追加していくと、こゝろいう考え方です。やつておるわけではございせん。いまお尋ねになりました四日市のケースでございせんが、これにつきましては、四日市市が従来から、先生御承知のように、国庫補助を受けながら、独自に指定地域を設けまして救済の措置を講じてきたといふような事情も考慮して、現地の意見を十分聞きまして、私どもの調査で許される範囲におきまして、実情に沿つて指定地域を広げてきつてまいつたわけではございせん。ただ、四日市につきましては、従来市が定めておりました指定地域にない、それ以外に居住する者につきまして、一

部外的に認定患者としておつた例がございせんが、これらの患者が居住してゐる地域があるいは疾病の発生状況が、私どもの今度の法律の指定地域としてとり得ないといふような場合がありますれば、その部分につきましては今度の制度の指定からはずれないといふことはやむを得ないと思つておるわけではございせん。ただ、そういうふうな患者が現にあるといふことでございせんので、従来の経緯にもかんがみまして、この部分につきましては法律の適用とは別個に、予算措置によりまして措置を現在いたしておるといふのが実情でございせん。

○小平芳平君 私がお尋ねしている点はもう少し具体的な手続ですね。要するに、結果としては四日市の中で指定地域外に公害病患者に指定された人がいるわけですから、ですから、それはその地元の意見をよく聞いた、あるいはある程度広く指定をなさつたという御説明はわかりますけれども、現実には厚生大臣の指定した地域外に患者がいるわけではございせん。ですからお尋ねする趣旨は、一つは将来そういう人は認定するといふふうな方針をきめられればそれで私はもうけっこうなんです。が、あるいはもう一つは、制度的に厚生大臣が全国の地域を指定し、疾病を指定するといふことは無理じやなかろうか。むしろこうした今度できるこの中央委員会あるいは審査会とは全く救済法は関係なく運用されるようではございせん、そういう点、民間の声といふものは、地域住民の声を制度的に取り上げるようなものが必要じやないかという、そういう二点です。

○政府委員(城戸謙次君) ただいまお話のございました指定地域外に在る者でございせんが、この指定地域外で、従来医療費の補助を受けておりましたのが二十四人いるわけではございせん。これにつきましては、先ほど申し上げましたような事情で、法律が適用ができませんので、公害医療研究補助金で措置をいたしているわけではございせん。したがつて、私どもとしては、あくまで地域の汚染状況と、それから疾病の多発状況と、

その二面から押えまして、地域を指定して、その指定地域内にいる人につきましては、居住歴等を考えた上で認定をするというたてまえになっておりますので、指定地域を今後広げるかどうかということについては、汚染状況の調査等でまた違った結果が出れば広げることがあるわけでございまして、指定地域に全く関係のない人まで拾っていく、そういうことはできないわけでございまして、そういう点で、予算措置によりまして、従来予算的な裏づけによる医療費の自己負担分の補助を受けられた人が、いきなり切られるということになりませんように、ひとつ措置をしてまいりたいと考えているわけでございます。なお、この指定につきましては、これは確かに地方の実情がございまして、私どもとしましては、法律に従いまして、それぞれ都道府県知事の意見を聞いた上で措置しているわけでございますが、ただ地方まかせになりますと、それぞれ全国的な均衡がとれた行政ができまじいので、やはり現在のような法律の立て方で行くことはやむを得ないのじゃないかと考えておるわけでございます。

○小平芳平君 どうもお答えがすっきりとみえないのですけれども、四日市に公害が発生していることは間違いないですね。そこで、地域指定もしたし、疾病指定もした、こまではよろしいわけですね。ところが、私が申し上げていることは、いま部長がおっしゃるように、全然関係のないところの人を指定しろと、予算化せよと言っているのじゃないわけですね。同じ隣接地域でも、いままで二十四人の人が公害病患者と指定されていたわけですね。今後ともそういう人が発生する可能性がないとは言えないわけです。ですから、そういう人をワケ外にはうっておくというのはいかしくないか、全然関係のないところの人をやれと言っているのじゃないんです。わずか、隣接地域というのですから、川一本、道一本隔てただけでも、同じ症状を持っている患者に対して、あなた地域外だから予算はついてないんだぞという運営はおかしいじゃないか。もう少しそうした

運営にあたつては、今度できる公害紛争処理法案のような、こうした審査会や、あるいは中央委員会というものがせつかくできる。専門委員も委嘱される。むしろそういった人の意見を聞いたほうがいくらいであつて、厚生大臣がびつしり地域指定して、あなたははずれたからだめだぞというような事態は、運営上あまりおもしろくないと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(城戸謙次君) これは確かに立法の段階においては、しかるべく審査会等の意見を聞いてやるべきではないかということもあつたわけでございまして、いろいろのいきさつからそれがはずれたわけでございまして、私どもとしましては、そういうこともございまして、できるだけ慎重に、実態に沿うようにやつてまいりたいと思つておるわけでございます。ただ、こういう大気系の公害病でございまして、これにつきましましては、いわゆる慢性気管支炎等と大気汚染との関係は特異的ではなくて、非特異的だと言われまじうに、要するに、大気汚染の影響ではなくて慢性気管支炎等にかかる人があるわけでございまして、そこに何らかの限界を設けなければならぬということ、地域指定なり、あるいは居住期間の限定と、あるいは勤務時間の限定とを設けては、一日当たりの勤務時間の限定とを設けては、一日当たりでございまして、したがって、そういうような地域指定、あるいは居住期間とを設けては、全然はずすことはできないわけでございまして、あとあとまで運用として、どこまでの地域を見るかというところでございまして、これにつきましましては、私も多発状況の調査、これをやりまして、その高いところをしかるべく線を引き指定をすること以外にならぬわけでございまして、たゞいま具体的問題になつております四日市について、非常にいまの引き方はおかしいのじゃないかということがございまして、またこれは検討すべき問題だと思ひますが、制度をいたしましてはどこかで線を引かなければならぬということはひとつ御了承いただき

たいと思つたわけでございます。

○小平芳平君 いやこれ以上押し問答をしても同じことで、時間がございませぬのでいたしませんが、総務長官いかがでございませぬか、いまのこととで、これは救済法がございまして、四日市で地域を指定し、また疾病を指定したわけですが、ところが、その隣接地域に二十四人の、いまの厚生省の説明でも二十四人の同じ患者がいるわけですね。その人たちは同じ公害病患者としての認定を受けているわけですね。ですから、そういう人たちはまきり関係のないところの人をやれと言つておるのじゃないか、わずかに道路一つ隔てるか何かの關係で指定地域に入らないがゆゑに、予算がないといつて、厚生省では取り上げてくれないといふような場合は紛争処理に持ち込んだらよろしいわけでしょうか。あるいは紛争処理に持ち込まれた場合に、原則的に政治の面から長官はどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 私、交通対策特別委員会のほうに行つておりました前半の質問を聞いておりましたので、大体いま概略お話ししたときました範囲内でお答えいたしますと、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法に基づく厚生省の一定の基準を設定せざるを得ないという理由も私なりにわかる気もいたします。しかしながら、この紛争処理法案が通過をいたしました場合には、この紛争と明らかにたゞいまのお話では断定されておる、それらの人々が相当多数になつて、それが紛争の形になつて持ち込まれる場合においては、今回の紛争処理法案の当然救済対象としてそれを受けることになるだろうと考へます。

○小平芳平君 そういう点厚生省も研究してもらいたいと思つたので、いまの地域指定については、もう一つ長官にお尋ねしますが、そうした地域指定について、あるいは疾病の指定について、あるいは争いがあるような場合、これはむしろ厚生大臣と地域住民との争いになるわけですが、それもこの紛争処理として原則的には扱えるわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、御承知のように、起因者とその被害者の關係においての紛争処理をいたすわけでございまして、国を相手どつていたす場合は、別途一般の法の裁きのものになる、こういうことに考へております。

○小平芳平君 そうなると、ますます厚生省が、第一この救済法の審議されている段階でも、いま公明党からも、社会党からも、代案が出ましても、市民間の意見をよく聞くような代案を出したんですが、結局政府案で成立したからこゝろいう不合理が起るのじゃないかと思つたわけですが、そういうことは、明らかに公害病患者だと思つておられるのに、あなた地域ははずれておられるのかと研究してまいりたいと思つたわけでございます。

それからもう一つ、この救済法についてですが、入院患者四千人、通院患者は二千人、毎月救済法によつて出るようになったわけですが、これについての質問は二つですが、一つは、所得制限があるわけですね。ですから、公害病患者ですから、所得制限というのは原則的にはないほうがよいし、たとへば所得制限するとしてももう少しゆるめたいかなと、全く公害病患者は自分の不注意なんかでなつた病氣じゃないわけですから、そういう点は所得制限は撤廃するか、もしくははきわめてゆるくするといふ線が必要だと思つたのが一つ、それからもう一つは、入院して四千人ではいかにも少ないといふことですね。ですから、四日市の方は、入院しては生活が成り立たないから、やむを得ず昼間は働きにいふ。働きにいくためには薬を、栄養剤を買つたり、そういう薬を買つたので、家計はますますさかすかしく、同時に、また働かなければ治療しているような状態だからなおらないので、なかなか。ですから、どうしても安心して治療できるように生活を見てやる、生活を見てやるというまでいかなくても、月四千元、入院患者四千元は、次の段階ではもっと飛躍的に上げていただきたいと、こういう意見ですが、いかがでしょうか。

○政府委員(城戸謙次君) ただいま申されました第一点でございますが、所得制限の緩和につきましては、本年度予算に認められましたところから従いまして、特別措置法の施行令の一部改正が本日の閣議で決定されております。標準四人世帯で申し上げますと、これまで九十三万円でございますが、これが百十四万円を限度とするか、障害者加算がございす場合は百五万円でございますが、百二十八万円になるということでございす。形式的には前年度の所得税額一万七千二百円というのを二万九千二百円に引き上げまして、それを境として所得制限を撤廃する、所得制限を調整するというにいたしましたわけでございす。御承知のように、所得制限につきまして、私ども毎年できるだけ緩和する方向で努力してまいりたいと思っております。

それから金額の点でございますが、これはこの関連がございす各種のたとえば原爆被害者に対する特別措置法による認定被害者に対しまして医療手当あるいは特別被害者に対しまして健康管理手当とか、こういった他制度の手当がございすので、こういったものとのバランスも考慮しながら将来改善をいたしたいと思っております。現在のところまだ制度が発足したばかりでございますので、できるだけ適正な運営につとめてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 適正な運営につとめとおっしゃるのですが、その金額を上げるようにつとめていただくという事です。よろしいですか。
○政府委員(城戸謙次君) いま申し上げましたような、現在発足当初でございますので、そのままだの運営をできるだけ適正にいたしていくということでございます。将来の問題としましては、他制度とのバランスも考えまして、できるだけ改善に努力したい、こういう趣旨でございます。

○小平芳平君 それから四日市の場合は裁判が始まっているわけでありませう。ですからこの裁判は四十二年九月一日に提訴されているのですが、この九名の患者さんのうちで一名は死亡されて八

名になっているのです。あまりこれが長引いていると、死亡する人が次から次に出たんじゃない意味がなくなるわけですが、すでに二年半、三年近くになるわけですが、この見通しはいかがでしようか。御存じですか。——じゃあいいです。

じゃあひとと長官に、まあ公害の場合は、裁判が始まっても実際上むずかしくてなかなか結論が出ないし、それはまあそういうことについての御説明はあったから繰り返さなくてけっこうなんです。説明はあつたから繰り返さなくてけっこうなんです。中央委員会ができた、審査会ができました場合ですね、この職権で動くことにはないわけですね。職権で動くこともないし、また持ち込まれてくる苦情も紛争も、この基本法でいうところの公害以外のものは扱わないということになりますと、非常にこの紛争処理法案自体が限られた運用しかできないわけですね、実際上は。

○国務大臣(山中貞則君) ちょっと趣旨がよくわかりませんが、限られた扱いと申しますか、現在裁判の進行中のもので日照権等二、三のものが、本法案では一応対象としておりません。これはもうそのような、生活環境の被害者と被害者の関係がきわめて明白でありまして、そういう問題については、今回の典型的な公害を取り上げました中からは排除いたしております。しかしながら、一方、裁判で、おそろく、いろんな手続なんかで議論をしておるようでありまして、相当長く長い裁判である。しかし、両方ともどこかでも話し合いに持ち込みたいというような場合には、公害紛争処理法案が成立をいたしますれば、こちらのほうに持ち込むことも可能でございます。しかし、これまた御承知ですけれども、仲裁の場合には訴権放棄ということになりまして、仲裁の一訴訟を取り下げてこちらのほうに持つてくるということになると思ひますが、こちらのほうに移して話し合いで早く解決するという道は開かれることになるわけでございます。

○小平芳平君 裁判にかかっているものはそういうことになると、それから日照権等は

審査会では扱わないということ、それから、とにかく当事者が言つてこなければ動くことはないわけですね。ですから、委員が任命され、あるいは審査会ができ事務局ができて、あらかじめ調査するとか、あるいは意見は出せるようになっていようですが、その辺の運用はどのようにお考えでしようか。要するに、公害が発生することはわかつていても、あるいは現に公害があることがわかつてても、当事者が言つてこなければ動かない、それだけでもちょっと足りないんです。い、いかがでしよう。

○国務大臣(山中貞則君) まず、日照権の問題で、この法案の中には持ち込めないと申しましたけれども、苦情相談員のところの苦情相談には、当然地域の住民として相談に乗ってあげられるわけでございますから、その意味では全くタッチしないわけでもございせんが、本法案で公害と規定をいたすものの中に、極端に狭い範囲の、起因者も被害者もはつきりわかつていようようなものを一応除いてある。しかし、現実の裁判の中にそういうものも、一件でございますが訴訟中のものがあるというふうに最高裁から聞いております。

なお、今後の運用の問題として、何もいまのところはないけれども、その企業が、たとえば、水銀等を出すおそれがある、その操業はすでに始まつておる、それが川のほうに流されている、下流の地域に住民が存在している、あるいは海があるというような場合において、事前にこの法案によつて何か行動を起こすのかということでございます。これが、これはやはり、まず第一義的には、許認可官庁、あるいは人命財産を保護するといふ意味では主として厚生省になりましょうか、それぞれ官庁において事前のチェックというものは、許認可の際における措置、たとえば、はつきりいたしております排煙——ばい煙等の排出、亜硫酸ガスの脱硫装置等、そういうもの等は、すでにいろんな、煙突を七十メートル以上にしたら固定資産税の免除あるいは特別償却、それでもなおだめな

らば、収益につながらない多額の投資をしなければならぬこの重油脱硫については、ことしから関税の還付制度をやる、そういう側面的なそれぞれの官庁のプロパーの仕事の中で、やはり事前のそれが起こらない措置がなされていかなければならないと思ひます。私たちは、起こることを期待しておるのではなく、それが起こらない措置が前提となつて、なおかつ、日本の産業の高度化あるいは工業形態の多様化に伴つて、地域住民に予想外の、想像もつかなかった被害というものが起こつてくる、あるいは、医学の進歩によつて、スモン病というものが病名として明らかになつて、そのための患者数がどれだけ存在しているかというような問題が提起されてくるというような場合において、それが紛争になつた——まあスモン病は直接そうじゃありませんが、いろんな形態が今後起こつてくるでございせんが、いろんな形を待たず起こつた場合の紛争には、私たちのほうで対処してやりますよという趣旨のことで御理解願いたいと思ひます。

○小平芳平君 それでは別の問題ですが、文部省来ておりますか。

この四日市の今度の指定地域の中には、中学校六校、小学校が十二校あるわけですが、こうした実情は、お調べになつていらつしやるかどうか。各教室に空気清浄器というものをつけている。まあ全部が全部つけ切れないでいるわけですが、せつかく空気清浄器をつけても、校舎が古くても、窓が不完全で、室内の空気を清浄しようとしても、校舎が古ければ効果が十分発揮できないというようなこと。あるいは、夏は窓を締め切つて空気清浄器を動かすものですか、暑くて、とても勉強にはならないというようなこと。そういうようなことで非常に地元では困つていられるんですが、文部省はいかがでしようか、お答え願ひたい。

○説明員(栗山幸三君) 私どもは、公害に關しては、ともかく、根本的には公害源の除去、規制というところが一番大事だと思つておりますが、現実

の問題としては、必ずしもそういうふうにストリートに参りませんということで、一応、いま先生がおっしゃられた公害の防止工事というものをやっています。そのやった結果について、必ずしも十分というふうには私も考えていません。で、現在、学識経験者、いろんな方にお話をし、何とかいい空気清浄器なり、あるいは暖房装置などについて、開発をしていきたいというふうに考えておりました。いま、先生のおっしゃったとおり、必ずしも十分でないということも、私どもかねて承知をしております。現に、私どもは、昭和四十三年から、公害防止工事というものを本格的に取り上げてまいりました。でございますが、それらの工事が一体どんな効果があったか、よかったですか、悪かったか。それからそのほか、子供たちに対する影響、いろんな影響がございす。心理的な影響もございす。そういうような問題を、ひと今年度、まあいま確定的ではございせんが、二十校ばかり学校を選びまして、そして本格的な検討、研究を進めてまいり、そしていまのような御指摘の問題点を早く解消してまいりたいと思ひます。ただ、私も、もし、設置者において、特にそれらの工事で改善を要する点がございすれば、私もよく連絡をとりまして、そうして大至急、改善のためのいろいろな検討を、個々のケースにおいて行なつてまいりたいと、かように考えております。

○小平芳平君 もう一つで終わりますが、通産省の方、参つておられますね。

同じ三重県の尾鷲ですね、尾鷲で、火力発電所が現在できていくわけですが、それをもう二基ふやすというところでしたかね、ちよつと私もその辺——現在二基あるものを四基にしようという計画なんです、まあ、それは計算の上では、二基を四基にしても、煙突を高くするとか、いろんなことで公害が広がることはないということを説明するのだそうですが、地元の人たちにとっては、何せ七方、山で、一方が海というふうな地形なんですね。要するに、海はほんのもうわずか開かれて

いる湾になっていくだけであつて、山に囲まれている。現在の二基が四基になるということは、非常に四日市ぜんそくと同じような被害が、今度は尾鷲に起きやしないかというところで心配していただけですが、その点いかがですか。

○説明員(深見英二君) お尋ねの尾鷲の問題でございますが、現在、三十七万五千キロワットの機械が二台運転しております。あと、五十万キロワットの二台追加したいということで、電源開発調整審議会をパスしております。現在のところ先生おっしゃいましたように、一号、二号の三十七万五千、二台につきましては百二十メートルの集合煙突を立てております。五十万に對しましては百五十メートルの煙突を立てる予定でございます。この結果、先ほど先生おっしゃいました計算でございますが、一・七のサルファがありまます重油をたきまして、地上濃度の計算でございますが、

○〇二PPMというところで、この地方での排出基準と言ひますか、法律で規制されております値の半分以下になつております。そういうことでわれわれとしてはSO₂による被害はないものだと思ひ断じております。

それから先ほどおっしゃいました特別の地形でございしますが、これにつきましては風洞実験を行ないまして、その結果その心配はないという結果を得ております。

○小平芳平君 それじゃ話し合ひがつかないですか、ついたですか、あるいはつかなくてもやっ

○説明員(深見英二君) SO₂については地元の話し合ひはついておると聞いております。またつかないときには着工しないことになっております。

○委員長(松井誠君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(松井誠君) 速記起こして。

○田中寿美子君 厚生省の環境衛生局長がおいでになるのを待つて私質問を延ばしておつたのですが、どうしても環境衛生局長とそれから農林省の方々と厚生省の方々と一緒に私は質疑をしたいと

思つておりました。

一昨日、私BHC汚染牛乳の問題を中心にして、BHCのことについて質疑を申し上げたのですが、それに續いてもう少し具体的に詳細にお尋ねしたいと思つております。私、一昨日の質疑の中から、それから今回このBHCの問題を研究してまいりまして、行政当局のつてきた態度、それから質問に對する答へその他の中から、三つの重大な欠陥があるというふうに感じました。第一は、牛乳の中のBHC残留というところに注意を怠つていたということ、これははからず農林省の方が私のところに見えたときに、盲点だったというふうなことを使われまして、盲点だったというふうなことがあるいは不注意でそれだったのかかりませんけれども、牛乳中のBHC残留に注意をしてこなかったということは非常に重大なことだと思ひます。

それから第二点は、このBHCの中のベータの毒性の認識が非常に不十分だったということとです。ガンマばかりに注意していてベータの残留しているということに非常に不注意だった。ベータのほかにまだいろいろ異性体があるのですが、全体の含有量というものは非常に大きいものなんです。農林省が私に答へられたのは農薬にしてガンマ化した、特にリンデンを中心にした数量をおつしたのですけれども、実はベータその他は異性体を含むBHCの生産量というものは非常に膨大なもので、これはベータは大量に出回っている。これは必ずしも農薬だけではない。工業のほうにも出回っている。そういうことからしますと、このBHCの害悪というものは非常に大きく環境汚染をしているということなんです。で、このBHCを公害の中に扱つかどうかということはまだ疑問だというふうなお答があつたけれども、水とか土壌とか、それから農薬の場合だって森林散布だの果樹園に散布したりする。それで空気の汚染にもなるわけですから、そういう意味で環境汚染に大きくベータが役割りを果たしているということに非常に不注意であつたという

ことが第二点です。

それから第三点に、WHO、FAOのガンマの基準だけがあつて、国内の許容基準というものはガンマについてもつくつていないのです。ましてベータについては何にも持っていない。WHO、FAOではベータについても基準がない。そういうような言い方をするといいことはたいへん逃げ口上に使われるわけです。日本には基準がないのだ、だからそういうことはBHCが野放しに出回ることができるようになつていくわけなんです。そういう意味で非常に重大なことなんです、やはり国内の人体許容一日摂取量、ADIというのを早急に制定せんと、食品の中に入つてくるBHC、あるいは水や土から入つてくるBHC、そういうものに対する不安が非常に国民の中に一般に出てくる。だから牛乳に大量に出てくる、国内の許容基準がないから、もうあるということだけで、みんなおそれおのいて心配になつてしまふ。だからこういう不安をちゃんと一掃するためにちゃんとADIというものをつくつて、それにそういうものの基準を越さない牛乳をつくる、その基準を越さない牛肉あるいは食品をつくるということにしなければいけないわけなんです。WHO、FAOの基準があるだけで、国内にはありません。厚生大臣にもそういうふうには言わせていらつしたのです。ベータについては基準がないのですからあつて逃げ口上を使つてはいけないということなんです。もつとさびしく考えていただかないと。

そこでどういう重大な三つの欠陥のもとで今度のBHC騒ぎがあつてから後の対策が非常におくれてきています。そして今後の確固たる対策も私はまだ見出せない。これは農林省、厚生省両方にもつとはつきりとしていただきたいと思つてい

わけなんです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、四月二十一日、例の食品衛生調査会の二つの合同部会の会合の後の発表ですね。その発表の前にとつてきた措置のことです。環境衛生局長にお尋ねしますけ

れども、三月の二十一日だと思ひますが、全国衛生課長会議、それから県の衛生研究所長会議を開きになったと思うのですが、そのときに牛乳の中のBHCの問題、そのほかどういふことが報告されたのか、ちょっと伺いたいのですが。

○政府委員(金光克己君) 三月に開催しました環境衛生担当課長会議でございしますが、これにおきましては、従来牛乳のBHC汚染につきまして研究を、調査を進めてまいっております。その経過、それからその中間的なデータに基づく一つの考え方、それから農林省等とついでにいたしておる対策等について説明をいたし、なお牛乳の農薬汚染防止につきまして、十分各県におきまして注意を払って、農林当局と協力して減少対策に努めるようにということにつきまして説明いたしておるということでございます。

○田中寿美子君 そいういふふうに非常に抽象的にお答えになるんですけれども、それじゃ具体的に、牛乳だけですか、問題は、そのほかの検査をされた結果がそこでは発表されていないかどうかということ、まずそれを。

○政府委員(金光克己君) 結果につきましては、大体牛乳だけでございまして、その他につきましてはなお調査を進めていくということについて説明いたしたわけでございます。

○田中寿美子君 ということは、中間の報告がその他のものについてもされたわけですか。肉類、水その他で。

○政府委員(金光克己君) 中間的なデータは、昨年の暮れに発表したわけでございます。これは中間的なデータは牛乳のBHC農薬汚染ということでございます。その他の乳製品等のデータは一部の県でやっておった形跡がございますけれども、これはごく一部でございまして、調査研究班としては、まだまだとまっていけないということでは発表されていないわけでは。

○田中寿美子君 それです、まあ私は卵、先日のあなたの御答弁の中に、やはり肉も卵もやっていた、しかし、牛乳の汚染が一番ひどかった

ので牛乳に集中した。それはそうだったと思うんですね。関係課長会議ではその他のことが報告されてはいたしたと思うんですね。たとえば水について相当程度のBHCの汚染があるというふうな報告もあつたように私は聞いていますが、それはあまり深く追及しないことにして、あとで水について伺ひします。

そこで、それは三月の二十一日、発表されたのは四月の二十一日なんです。三月という段階はもうすでに暮れからBHCが非常にたくさん出ているというので、対策をどんどんとらなければならぬ。もうとってきたはずの時点なんです。それで一体、私は一昨日申し上げましたように、農林省の対応も非常に緩慢だったと思うんですが、厚生省も緩慢であつた。一月、二月、三月の間、一体BHCは、これは牛乳の場合ははっきりと減っているかどうか。これはおたくの発表されたデータで見ても愛知県なんか三月かえつてふえておられます。それで一体、これは農林省のほうにもお尋ねしますけれども、十二月に通知を出し、一月に通知を出し、そして二月、三月がふえていくというのは、一体どういふことなんですか。どういふ対策を実際にとられておるのか。

○政府委員(金光克己君) 一月、二月、三月のデータでございますが、一月、二月は大体変わつてないわけでございますが、大阪とか、それから長崎といったところ、それから愛知と、三県が三月のデータも出ておるわけでございますが、大阪、長崎におきましては、約半分ぐらいのベータBHCにおきましては減つております。ただ、愛知県は御指摘のように、ベータBHCは、二月は〇・二五三、三月は〇・二六〇と、ほぼ同じという状態でございますが、先ほど申しましたように、ほかの二県は約半分ぐらいに減つておるということでございます。一月、二月はやはり十分切りかえの指導が行なえなかつたという点もあらうかと思うのでございしますが、そういうことで、三月からようやくやくこういふような傾向が見られるということでは、今後はかなり減少してくるというふうに期待

しておると、またそうありたいと、しなければならぬと、かように考えております。

○田中寿美子君 私はその希望を伺つて、三月は大阪、愛知、長崎しか出ておりませんけれども、実際にはもう出ております。それで、三月はつきりと、三月にはその他の、つまり一月、二月で非常に大きな汚染が出ていた、あるいは十二月段階で大きな汚染が出ていたところがどういふデータになっているのかということですが。

○政府委員(金光克己君) 実は三月にはほかの県のデータも間に合ふかというところで、この集計する時点におきまして期待しておつたわけでございますが、ほかの県の分はデータが間に合いませんので、ここに三県のみだけ出ておるわけでございます。その後のデータにつきましては、なお逐次報告を求めておるというふうな状態でございます。いまここにそれを御説明申し上げる資料を持っていないということ、この点御了解いただきたいと思ひます。

○田中寿美子君 それは了解できません。もう五月です。三月のデータがまだにないというところは私はあり得ないと思ひます。そうしてこの八地方だけではだめなんです。ほんとうはもつと疑わしいところはたくさんある。これはしさいに見てみますと非常に問題がある。これは農林省からもらいましたBHCの使用量ですね。これは地域別に見ると、一応BHCをたくさん使つた地域で汚染された牛乳がたくさん出ておるということなんですけれども、そういう考え方ですと、たとえば山口県なんというのは非常に大量に使つておるわけですね。それから九州はBHC、NACとありますが、それ、混合農薬、それを軒並みにたくさん使つておられます。BHCが一番多く出た長崎が二万四千三百八十二トン、そしてその付近の佐賀も福岡も熊本、大分、みんなそれ以上に使つておるわけですね。ですから調べて見れば必ずしもつと出たはずなんです。ですから、そういうデータもつかないでいいということでは

非常に環境衛生局としては私はおかしいと思うのですが、ほんとうにいいのですか、それとも発表できないのでしょうか。

○政府委員(金光克己君) この調査は、御承知のように、国立衛生試験所を中心に全国の八都道府県と共同して調査を進めておるわけでございます。そういうことでございまして、一部の資料はすでに国立衛生試験所でも出て、その後の資料も出てまいつておると思ひますが、ただいま私がここにそういった資料をまとめて持つてきていないということでお断り申し上げたわけでございます。

○田中寿美子君 この前お尋ねしたときに、能力のあるところにさせたというふうに厚生省の方は私に説明なさいました。それは困るのでして、疑わしいところ、つまり農林省ともし密接な連絡をとつていらつしやるなら、BHC農薬を非常に大量に使つたところ、もう時を移さず調べたいたなければならぬのですが、いまだにそのデータを持つてこないとおっしゃるのには、発表したくないというふうに私は解釈せざるを得ないと思ふのです。ですから二月、三月、四月の段階ではたしてちゃんと減つていつておるのかどうか。三月、四月で減つていつておるのかどうか、非常に疑わしいという気がするのです。それで農林省に対してどういふふうな警告をいいますか、どういふふうにしてくれというふうに言われたのですか、厚生省は。

○政府委員(金光克己君) これにつきましては、農林省からも御説明が従来ございしましたが、昨年の末から牛乳がBHCによつて汚染されておる、かなり濃度が高いということにつきまして、この傾向が見られるというところで、問題は、減少対策といふと、BHCの残存量を減少させることが、一番の、もちろん問題でございまして、その方策を強力に進めてもらいたいということでお話し合ひいたしまして、それで、先ほど来お話が出ておりますように、一番、その飼料の中で一番問題になる稲わらを他の飼料に切りかえていくというところをお願いしたと、こういふことで、ま

あ現在まで来ておるわけでございます。

○田中寿美子君 それじゃ農林省のほうに伺いますけれども、農林省は二回の通牒を、十二月と一月に出しているわけですね。で、農林省独自の調査というところが通牒の中にも書いてあるわけなんです。一体どういふ調査をなさって、どういふ具体的データが出たかということ。

○説明員(藤井伸夫君) 汚染経路の調査でございますが、内容としては、飼料の種類、それから稲作に對しますBHCの使用の状況、そういったような飼料構造、農薬の使用状況等を調査しまして、生乳並びにそのサンプルをとって調査したわけでございますが、その結果を申し上げますと、まず第一に、飼料中に含まれますBHCでございますが、とりまして飼料は、稲わら、乾燥、イタリアンライグラス、サイレージ等でございます。この中のBHCは、稲わらが一番高く、トータルで三・一〇六、それから乾燥が〇・一六一、イタリアンライグラスが〇・〇七三、サイレージ〇・〇四七、さらに稲わらにつきましては、BHCの使用時期等を勘案しまして、後期まで使用したもの、それから中期まで使用、あるいは前期使用が未使用のものというようにことを調べたわけでございます。前期または未使用のものは、トータルでは〇・九八八、それから中期まで使用が二・三二八、後期までの使用が一・〇五九七。後期までの使用が非常に多かったわけでございます。で、さらにこれらの飼料を与えました乳牛からしぼりました生乳中に含まれますBHCは、まず稲わらの後期まで使用が〇・三八九、それから中期まで〇・二一五、それから前期が〇・一七四。飼料そのものを主体にいたしましたものが〇・〇六五、それから草地飼料作物主体が〇・〇一五というふうな結果が得られたわけでございます。

○田中寿美子君 それは、いつどこでやった調査なんですか。

○説明員(藤井伸夫君) これは、サンプル採取が十二月の末でございますして、北海道はか十一県で

行なっております。

○田中寿美子君 厚生省の四月二十一日の発表の中に、長崎、非常に汚染の大きかったところですね。ここでは稲わらの給与を十一月から三月十七日まででしているという書いている。以後全廃した。十二月と一月にこの通牒を出しておきながら、三月十七日まで、あそこ一番ひどいところだったんですね。おたくでは長崎に、それじゃ特定のところをお尋ねしますけれども、長崎に對してはどういふ指導をなさったのか、そして、どういふふうに徹底させなされたのか。

○説明員(藤井伸夫君) 長崎に對しましては、三月でございますが、確実な日には覚えておりませんが、三月に担当官を直接長崎県に派遣いたしました。

○田中寿美子君 三月何日ですか。

○説明員(藤井伸夫君) 三月四日派遣いたしました。県に担当官と話し合いをいたしまして、稲わら使用の規制につきましても具体的な方法を相談したわけでございます。で、方向をいたしましては、一つは繊維質飼料、濃厚飼料を多給すること、それから、それから、普通酪農家は、冬の飼料をいたしまして稲わらのほかにサイレージとか、あるいは乾燥といったものを貯蔵しておるわけでございます。そういうものを計画を練り上げて給与する。その不足しますものにつきましては、飼料の作付計画を変更する。特に御存じの水田の休耕と申しますか、この休耕水田等を積極的に利用して、その不足を補充するというようなことを指導いたしますとともに、さらにこれは十分徹底いたしませんでしたが、県内で汚染の少ないわらがあるならば、そのあつせんをするようにといったような指導をいたしたわけでございます。

○田中寿美子君 たいへん緩慢なんです、その対応が。三月四日ごろとおっしゃった、私も三月の中旬だったと思いますが、静岡に行ったり神奈川に行ったり、そのほかのところにも参りました。農林省に言えばそれは関東以北であるから、BHCをあまり使っていないところだから、指導は

行きわたらなかつたんだとおっしゃる。もしBHCの汚染しているところの稲わらを食べさせてはいけないということであれば、少量であるものだって、日本全国に對して指導しなければならぬはずですよ。その長崎の場合にも係官を集めて話をされて、その係官がどういふふうに下までやつかというところは、私は非常に疑問を持ちます。酪農家に聞きますと、ほとんど知らないでいる。ほとんどわらは食べさせて、稲わら食べさせなければいけないというふうなことを言っておるわけですよ。さつき厚生省の環境衛生局長は、BHCに汚染されている稲わらがたくさんあるのだから、稲わらにかわるものを何とかしてほしいというふうなことを申し入れたようにおっしゃったんです。かかわるものを配給するとか、世話するとか、そういうことはなさったでしょうか。

○説明員(藤井伸夫君) 飼料の構成をいたしまして、粗飼料と濃厚飼料とでございます。ある一定限度の粗飼料を必要とするわけでございますが、濃厚飼料と粗飼料とについての代替性がかなりあるというふうなことで、粗飼料はぎりぎりまで減らして、濃厚飼料を多給するというような方法の指導でございます。それで具体的に粗飼料、あるいは稲わらとか、乾燥のようなバルキーなものを大量に移動するということは、非常に困難でございますので、先ほど申し上げましたように、各農家が持つております貯蔵エシレージとか、乾燥の一部等をとにかく繰り上げて給与する。四月、五月に入りまして、相当使い切れないほどの青刈りの飼料が出てまいりますので、これを利用するので、そのあたりの穴埋めにつきましては、先ほど言いましたような土地の利用を考えて、新たな計画をつくり直すというふうなことを指導しておるわけでございます。

○田中寿美子君 まあ、私はもし時間を徹底的にかけるなら、もつともつと言いたいこと一ぱいあります。ほんとに緊急対策を講じていたとは思われない節がございます。たとえば長崎のように

あるいは大阪のように、相当の、非常に高度のBHCが出たところでは、もう、これは人間の命をほんとに大事に思ふんだら、その稲わらは私は焼き捨てるべきだと私は思ふんですね。そして緊急に農民のためにかわるべきものを、輸入してでも何でも、これは支給してやらなければならぬ責任があつたと思う。しかし、日をかきいければ、四月過ぎれば青草が出てくるので、発表されたときにはもうそろそろだいじょうぶなところだという感じがしてならないんですね。そういう点でも厚生省の態度と、農林省の態度にズレがあるような気がするし、厚生省はそれじゃ徹底的にそれを押し進めていくかというところ、一体だれのために行政があるのかと思うわけなんです。私は牛乳を飲む消費者の立場、それから牛乳を生産する農民の立場も両方守らなければならぬ。そういう立場から厚生省と農林省が同じように歩調を合わせて行政をやらなければならぬ行政の非常な責任があるということを、この際ほんとに強く感じていただきたいと思います。この際ほんとにたときに、BHCの問題なんです、一昨日もお尋ねしたときに、BHCの現在量についてガンマのBHCの数量をおっしゃっているわけですよ。しかし、実際に調べてみますと、BHCの原体の生産量です、昭和三十八年二万二千七百七十二トン、四十一年になりますと三万四千五百八十八トン、四十三年四万六千六百九十五トン、これは一九六九年の農業要覧にちゃんと書いてある。その中からリンデンの原体、この前私がしろうとだと思つてそのリンデンのことだけをおっしゃった。ガンマの農業の数量だけおっしゃっていただけだと思ふけれども、それはずっと少ないわけですね。実際にはそのほかDDTも入っているし、それから混合された農薬もあるわけですね。BHCがガンマのことばかり考えていて、ガンマというのはそれは毒性が強くて虫を殺すのに非常にいい非常に安い。だから農薬としては一番適当だということで、ガンマを九九%まで含むところのリンデンという農薬に

して計算していらつしやるわけなんです、その際にベータその他のことは全然無視しているんじゃないかというふうに思ひますけれども、それはどういふふうに説明していただけますか。

○説明員(遠藤寛二君) 原体生産量につきましては、先生のおっしゃったとおりでございますが、いまいち、そこで先生におわかりいただいてない点があるんですが、私の説明がどうもまづいのかもしれないけれども、私はガンマBHC換算で申し上げたわけでございますけれども、ガンマBHC換算で申し上げますと、たとえば先生が先ほどおっしゃいました四十一年が四千四百九十トンになるわけでございます。それに原体換算、つまりアルファ、ベータ、ガンマ、デルタ全部原体換算にいたしますと、同じく数字が四十一年三万四千五百六十八トンでございます。それをさらに製剤にいたしますと、先生がおっしゃったように非常にまづいたものがございまして、確たる数字は出しにくいわけでございますけれども、製剤の主要な部分になっておりますのは三〇粉剤と六〇乳剤でございますが、そのまん中をとりまして大体四・五〇平均だというように考えますと、同じく四十一年の製剤換算量としましては九万九千七百七十一トンの製剤になる。この数字は私の言ひ方が悪かったかと思ひますけれども、ガンマBHC換算で申し上げました数字で、ただそれをほかの換算で直すとそういう数字になるというだけの話でございます。そのほかにあるというわけではないのでございまして、確かにございましておとりに、ガンマBHCと、リンデンというものは確かにガンマBHCを主成分にしてきていますものではございまして、私がいままでガンマBHC換算で、通常BHCの生産量、私どもの仲間ですら場合によってはございまして、誤解を招いたと思ひます。

○田中寿美子君 そのことはわかるわけですが、つまり農業としてはガンマだけが問題だったわけですか。ガンマが役に立つということでガンマだけを考へていた。しかし、実はその際に一緒に入り込んできているところのベータというのが蓄積性になって、そして動物や人体の中に入り込んでくるから重大な問題をいま起こしているわけですね。そして現に今回の牛乳の中のBHCはベータが非常に多い。ですからガンマのことだけを考へていたのではだめだと、むしろこれは農業の面からいって、これは厚生省の管轄になってくると思ひます。そうしていまのベータについては非常に勉強不足だった、すでに国際的に問題になっていたのだけれども、非常に勉強不足でベータが野放しに出回っていた結果が今度こういうふうになつてきた。こういうふうな思ひますが、環境衛生局長どうですか。

○政府委員(金光克己君) 御指摘のベータBHCという点の注意につきましては、学問的にも注意が足りなかつたと言へば率直に申し上げます。と申すのは、昭和四十一年に御承知のように、高知の衛生研究所でこの有機塩素剤の食品中の残留量の調査を行つた結果が出ておりますが、その当時におきましては、むしろBHCはアルファBHCという問題が提起されておりました。ベータBHCはほとんど出ていないというものであります。しかもBHCはその当時においてはやはり量が少なくなつたという結果が出ていますわけでありまして、したがって、その後高知県の衛生研究所で研究を続けてまいりまして、昨年からやつとやつと申しますか、ベータBHCのことに気がついたのであります。ベータBHCの世界的にもベータBHCの問題につきましては、学問的にもそこまでの追究が行なわれていなかったというところであります。その点におきましては、結果的に申し上げますれば、もう少し早く見つけるべきではなかつたかということが言えるのじゃないかと思ひ、その点は反省いたしております。

○田中寿美子君 反省していただいて、対策をどうとんと立てていかなければいけないと思うのでございまして、それでさつきもちょっと申しましたように、BHCは工業用BHCもある。それと農業

のほうから出てくるのと、あるいは農業の中で、森林や果樹に散布するという場合には空気の汚染も考えられるし、それから長年BHCを使つていると土壌の中に浸透して行くわけですね。それから水にも入り込んでくる。そういう意味で環境汚染をしていくというところをこれはあらためて認識してもらわなければいけないと思ひます。公害部長さんはまだ公式の意見は出せないとしても、私はこういう水質基準をつくる時にはどうしてもBHCを入れないわけにはいかないと思ひますが、水質基準には入つておりませんか、今度の水質の環境基準ですね。

○政府委員(西川喬君) 今回決定いたしました環境基準におきましては、当面有機塩素は入つておりません。しかし、審議の過程におきまして、有機塩素の問題も出ておりました。これは人の健康にかかわります項目、七項目を決定いたしておりますが、これが健康にかかわる項目全部ではあります。後人から各省の同意が得られ次第、引き続いて今後人の健康にかかわる項目を追加してまいりたい。こういうふうな考へておるわけでございます。

○田中寿美子君 私は、当然有機塩素系の殺虫剤というのは水質の中に入ってくるわけですね。これは農業から流れてくる。よく川なんか流れてきますから、水質の環境基準をつくる時には当然入らなければならぬものだと思ひますので、ぜひそれは研究していただきたい。BHCのベータは急性毒性は弱いけれども蓄積するということ、これは国際的に認められておる。これは前回にも私申しましたから重ねて申し上げますけれども、高知の衛生研究所の上田雅彦さんが人体内の蓄積について研究していられて、最近その論文が発表されども、その中でも非常に警告されている。アメリカではすでに一九五一年から報告されている。W

H Oでも研究がされているし、英国でも相当研究がされているわけですね。ですから一方環境汚染をするということも、もう一つは食品として食品衛生の観点からいって、人体の中に蓄積していくその経路は米、野菜、魚、肉、卵、牛乳、水というもののから入ってくるというところは十分想定しなければならぬと思ひます。その点を前回も申し上げましたように、環境衛生局では特に早急に研究をしていただかなければならないと思ひます。

そこでいま水の話が出ましたのでついでに水のことをお尋ねいたしますけれども、いま申しましたように、雨水の中にも、川の水の中にもあるいは貯水池の水にもあり得るわけですね。それで飲料水の中にBHCがあるかないかというふうな点について研究調査なすことがありますかどうか。

○政府委員(金光克己君) これは前回もちょっと申し上げたかと思ひますが、川の水の表流水等におきましては大体十億分の一とか三とかといった程度のBHCが検出されている成績が出ておるわけでございます。井戸水等につきましてはそれが十億分の一単位をもとにいたしまして〇・〇〇何、たとえば〇・〇〇四とかいったような数字でございまして、非常に微量であるという一部は成績が出ております。しかし、計画的に全般的にはまだ調査を行つてないわけでございます。現在やつております調査研究の一環として、これはぜひ進めてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○田中寿美子君 水道の水ですね、これは水道法によつて給水する直前のところで検査なさいますね。検査基準がありますね。これによると、非常にたくさん検査をすることになっておりますけれども、これはもちろんBHC入つていないのです。が、新たに有毒なものが発生してくるという場合に追加することができるといふので、検査を。それでBHCを追加する考へがあらになるのか。

○政府委員(金光克己君) ただいま申しましたよ

うに、もう少し計画的に調査をいたしまして、その上で判断したいと思うのでございますが、御承知のように、水道水の水質検査につきましては、水質基準の省令によりまして項目が定められておりまして、一カ月に一回は検査をしなければならぬということに規定されておるわけでございます。そういうことでございまして、現在の状態では、いまだそれを水道の水質基準に取り上げなければならぬというほどの量ではないと判断しておりますけれども、やはりこれは全般的な汚染の問題でございまして、調査研究班で調査いたしまして、その上に立って判断してまいりたい、かように考えておるわけであります。

○田中寿美子君 さつきから水に関しては一部にこりというデータがあるというふうな調子のお答えでこれは困るので、こりについて検査をしたらこりというデータが出ましたということでない、私も納得できないわけですが、ですから重要なことですから、川の水もそれから飲料水も井戸の水も早急にBHCの検査を一本して見てもらいたい。そうしてある程度出るようでしたら、水道の水の検査基準の中に新たに加えていくというふうな方法をとってもらいたいと思います。

それから川の水の中にあるという証拠がありまね、証拠がという、川の水にいま非常に少しだとおっしゃったけれども、先日四月二十九日ですけれども、毎日新聞に「食用ガエルにも農薬公害」という題の記事が載っておりまして、これはアメリカに食用ガエルを日本が輸出しているのです。ところが、アメリカで十二月以降降揚げするものがみんなBHCを含んでいるというのでキャンセルされている、輸入拒否をされているわけですね。食用ガエルは淡水の中で飼うのでしょ。う。どういうところで飼うのか私もよく知らないのですが、水の中で飼うわけですね。ですから水やあるいは食べるえさなんか、あるいは小さな虫に、水から汚染されているか、あるいは土壌から汚染されてきているか、少なくとも土や水、そういうものの中にBHCがあるということは十分考

えられるわけですね。で、アメリカがこれを拒否したのは、BHCについてアメリカは非常にたくさん許容基準をきめておるわけですね。ところが、食用ガエルに関しては許容基準の標準がないものだから、だから標準のないものはたとえ微量であってもBHCが出たらこれは輸入できないというので拒否しているわけですね。だから、日本から相当の量の食料として輸出しているというのだけれども、全部それは返されているという状態です。だから淡水魚の中にも必ずBHCが入っているという証拠になると思うのです。それから、環境衛生局長さん仕事が多いけれども、いま食品に関してみんなが非常な不安を持っているときですから、至急総力をあげてやってもらわないと困ると思うのです。

そこで今後のことをお尋ねしたいと思うのですがね。農林省たいへん私は重要な責任があると思うのです。それでBHC、今回四十四年度の稲わらが非常にあぶないし、はたして四十五年産も稲わらにBHCが出ないという保証はおできにならないでしょう、かりに前期だけ使ったとしても、それからいまだ私が申しましたように、土壌や水、その他の汚染があるということであらば出てくることは十分考えられるわけですね。それでBHCの製造は禁止した——禁止じゃなくて停止というのです、これはちょっと私もたいへんおかしいと思う。輸出用はまだ今後も製造するのだから、そこで汚染されたときだけ使用の禁止といつても、実はさつきわかりましたように、一月、二月、三月相当ルーズにしていらっしゃる、使用させているわけですね。だからこれを売らないように、そして使用させないようというふうな政策をほんとうはとるのが最も好ましいと思うのですが、それができにくいというのはどういうところに理由があるのですか、説明してください。

○説明員(遠藤寛二君) BHCは、いま御指摘のように、たとえほんとうにすっぱり全部やめてしまえば、四十五年の稲わらには少なくとも

もかけられないで済むということはあるわけでございます。しかし、私どもは、先日少し申し上げましたけれども、大体四十四年度の例をとって見ますと、二化メイ虫の一化期、今回まかるといっております分に相当するものです、そこで使いましたBHCの量を面積に換算いたしますと、先ほどの計算の製剤で約四万トンでございます。これが大体BHC使用量の六割くらいに当たるわけでございます。それで防除ができる面積というのは百三十三万ヘクタールくらいになるわけでございます。それだけのものをBHCでいままで一化期だけで防除しておった。あとの四割で二化期以降に防除しておりますが、大体大まかに言いますと、その倍以上の量をBHCでカバーしておったということでございます。それからもう一つ問題がございまして、従来、先生も御承知のように、急性毒性が非常に強いので、四十四年度をもつてなくなってしまう農薬がございまして、パラチオン系統でございまして、そのものが四十四年度でおいまいになってしまいました。四十五年度は、それに対して低毒性農薬をもつて置きかえなければならぬという事態が出ております。これがカバーをいたしております面積が百五万ヘクタールでございます。そういたしまして問題がございまして、もう一つ、二化メイ虫の一化期の防除で代替農薬は何かと先生お尋ねでございますが、私、カーバメイト系統のものと低毒性の有機燐剤とお答え申し上げましたのですが、カーバメイト系統のウツカカにはかわるわけでございますけれども、二化メイ虫にはきかないわけでございます。これはカーバメイト系統のものは吸う虫にはきくのでございまして、かんで物を食べる虫にはきかない。そういう代替関係がございまして、二化メイ虫の一化期に使用いたしますものは、先般申し上げましたもので低毒性燐剤だけになっております。それが先ほど申し上げましたように、パラチオンの代替の問題と、それから膨大な面積をカバーしております二化メイ虫防除というふうなものでございまして一べん

にはとてもできないということがございます。それが一つの問題でございます。それからもう一つは、稲わら流通の問題につきましては、まさに先生の御指摘のとおり点があるわけでございます。飼料作物ないしはえさに関係のない地帯におきます稲につきまして、従来使っておりましたものをいわれもなく禁止もなかなかできないと思うのでございます。それからもう一つは、すでに許容基準がきまつております作物がございまして、そういうものにしましては、許容基準の範囲内ではやはり使わざるを得ないのではないかとというふうな理由もございまして、そのようなことを勘案いたしまして、いきなり全部やめてしまおうというわけにはいかなかったわけでございます。

それから停止というのは何だというお話でございますが、これは農薬取締法というのは、一べん登録したものを製造禁止はできないというか、やる規定がないわけでございますので、指導によりまして大体つくらせないという形の指導に持っております。従来から切りかえてまいっておりますパラチオン系統のものにつきましても、水銀につきましても同様の措置をやっております。これはあぶないといわれている限りにおきまして、その間つくられないというふうに御釈願つてけつこうでございます。

○田中寿美子君 そうすると、いままでのBHCの使用基準、これは厚生省のほうでもし国内に向けての人体蓄積の許容度——許容基準というものをきめれば、今度は農薬のほうで安全使用基準というものをつくるといふことにほんとうは対応していかなければならぬわけですね。BHCに関してはガンマBHCの安全使用基準というのをつくつていた、だからベータに関しては全然ないわけですね。そのことは非常に大きな盲点になっているわけですね。ですから、いまだ相当在庫量があつて、そしていまおっしゃる通りに、二化メイ虫には必要だ、あるいは許容限度内ならば使わせざる

を得ないということであれば、また今後相当今年も出回るといふに私は考えるのです。そういう状況で、食品の中に、あるいは環境汚染の中にBHCがどういふ形で入っているかというところは非常に心配なわけですね。それで、新しい農薬の開発というところは簡単にできない、それもわかりません。しかし、いま非常にBHCが重大な問題になってきているときに、これを禁止、販売を指導できるとおっしゃったのですから、販売しないように、使用しないように指導して、それはその分、対策というものが全然考えられないのかどうか。いまおっしゃったように、全然ほかに、BHCを使わなければどうしてもやっていけないんだ、こういうことですか。いま。

○説明員(遠藤寛二君) いろいろ御質問がございましたが、ただいままで許容基準をきめておられますのは野菜、くだものでございますが、それはガンマシカキメていないとおっしゃるわけでございますが、果実、野菜に大体使われおりますのはリンデンでございますので、大体ガンマできめて差しつかえないのではないかと思っております。

それからただいまのBHCをほんとうに、どうしてもそれは切りかえられないのかどうかという問題でございますが、私もいたしましては、現在までの生産状況なり従来の使用量等から考えまして、ただいま直ちに全部使うことをやめてしまえという指導をいたすということは非常に困難であらうと思っております。でございますので、先生方の目でござらんには非常になまぬいといふふうにおぼしめされるだろうと思っておりますけれども、先ほど畜産局のほうで御説明いたしましたように、一けた下がるという段階が大体データといたしまして確実であると思われまして、前期だけの使用ということでとらええず切り抜けるを得ない、そういうふうにお考えしております。

○田中寿美子君 ベータをすっかり抜いてしまふという方法などもあるのではないかと私は思うのですけれども、この問題を幾ら言っても農林省は

そこまではしかおっしゃらないと思いますので、私、厚生省ですね、十二品目の野菜、果実の許容限度だけつくってあるわけですね。牛乳、乳製品、肉類、卵、魚、こういうものについてはないということについて私は前回相当申し上げましたから、もう申しません。これについて早急に、この間も申しましたように、緊急に研究体制を整備する、そして一定期間を区切って研究してほしい、国立衛生試験所、それから各府県の研究所、公衆衛生院などでやってもいいし、それから科学技術庁の方がいいのでございまして、それから科学技術振興調整費というのですか、特別研究調整費というのですか、そういうものがいまだのくらくらあるのですか、そして緊急に必要なものに回すお金がどのくらいあるのか聞かしてもらって、環境衛生局長、この際それを厚生省だけではとても手が回らないといふことで要求するぐらいの意気込みを見せてほしいのですけれどもね。

○説明員(原野律郎君) 私ども科学技術庁で持っております特別研究促進調整費、これを略しまして特調費と呼んでおりますが、これが四十五年度の予算総額は六億八千万円でございます。この六億八千万円の中には、ただいま先生から御指摘のただきましたいわけの不測の事態に対応する、そのために年度途中におきまして緊急に実施をする必要がある試験研究というのに対して支出する予定分が今年度は約一億八千万円、かように考えております。

○田中寿美子君 その一億八千万円という特別に緊急の場合には出してもいいお金があるのですからこれを使ってください、これは国民のためなんです。また生産する農民のためでもあると思

います。それで環境衛生局長、さつき申しましたWHO、FAOだけにたよっていることは、これは口実になります。日本国内のADIがないということのために野放しになって、BHCがどれだけ出回っても取り締まられないで済むということになるのです。ですから国内の基準というものを

くつて、その基準を越えないようなきれいな食べものをつくっていく。牛乳だったらことしのうちにはもう全部きれいなものになるのだというようなことをはつきりさせませんと、消費者は非常に心配してしまふわけですね。肉だって、卵にしましても、それから魚にしてもそうですから、それをぜひやってほしい。

○政府委員(金光克己君) 御指摘のように、ベータBHCの一日の安全摂取許容量というものが世界的にないわけでございます。これにつきましては三カ月前から国立衛生試験所でサルによりまして実験を進めております。中途段階の結果も出ておりますが、これを引き続き推し進めましてベータBHCの人体安全許容量というものをできるだけ早く確立したいと考えております。それとあわせて食物の牛乳食品につきましては残留許容量というものをきめてまいっておりますが、ただいま御説明ございましたような乳製品あるいはその他のものにつきましてはまた残留許容量というふうなものにつきましても早急にきめたいと考えております。これにつきましても必要な調査研究を強力に進めてまいりたい、かように考えております。

○田中寿美子君 最後に農林省ですね。農民への指導というものはもつと親身になって徹底してもらいたいと思ひます。私も職がれて消費者はほんとうにずいぶん不安で、そして行ってみると平気で稲わらをどんどん食べさせているというふうな状況があって、しかも通牒は出した、手続上からいえば少しも手抜きがなかったようなことをおっしゃっているのは困るのです。私は厚生省がどこか言いたいことを言わないような部分があるような気がいたします。そういうようなことがないように、どうか両方で緊密に連絡をとって、今回問題になった牛乳をばいじく、すべての食品が人体の中にBHCを残していいことのないようにするために、農作物は非常にたくさん関係がありますから本気でやっていたきたい。この際特にしつかり意思を発表していただきたいと思うので

す。農林大臣にもお伝えください。

○説明員(遠藤寛二君) おしかりをいただきました。恐縮に存じている次第でございます。私もなかなか広い範囲かつ数多くの相手をいたしておるものでございますから、至らない点がございまして申しわけないと思っております。私も通達の出しっぱなしでそれでいいと思っておるようなことは決してございまして、本日も午前中四十六都道府県の係官を全部寄せております。そこで私から詳しく説明をいたして協力を依頼をしております。それが帰りました地区へ行きまして、それぞれの地区の組織を通じて徹底されるように頼んでおります。また私も今後いよいよまくというところになりましたら、係官の派遣あるいは会議の開催等を行ないまして、さらに徹底をいたしたいと思ひます。私も決していいかげんにやっておるわけじゃございませんけれども、ただなかなか手が回らないというふうなことで御迷惑をかけたおしかりをいただいたりしておりますが、誠意を持ってやりたいと思ひております。また上司にも十分申し伝えたいと思ひます。

○委員長(松井誠君) ほかに御発言もなければ、両案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松井誠君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松井誠君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の採決に入ります。まず公衆衛生法(附法第一八号)を問題に供します。本家に賛成の方は挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(松井誠君) 多数と認めます。よって、本家は多数をもって原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

○小野明君 この際私はいまだ可決されました公害紛争処理法案に対する各派共同の附帯決議案を提案いたします。

まず案文を朗読いたします。

公害紛争処理法案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行にあたり、累積する公害紛争の処理に充分な実効を挙げるため、次の事項について積極的に対処し、公害紛争処理制度の整備充実を万全を期すべきである。

一、公害発生源の明定、因果関係立証の困難性、被害者の立場の特殊性等公害紛争に固有の問題があることを考慮し、今後裁定制度の採用等を国家行政組織法第三条機関への移行を含めて、検討し、速やかに結論を出すよう努めること。

二、本法から除外されているいわゆる基地公害については、今後本法との関連において既存の防衛施設周辺の整備等に関する法律等をも含め真剣に再検討し、いわゆる基地公害の防止等の対策に遺憾なきを期すること。

三、公害紛争処理に関する議事は、非公開を旨としているが、公害の社会性等からみてこれが運用に適切な配慮を加えること。

四、中央委員会及び審査会等の委員の選任については、その果す機能にかんがみ、被害住民等当事者の信頼を得られるよう配慮すること。

五、公害苦情相談員の制度を実効あらしめるため、その機構、権限等についてさらに検討すること。

六、公害紛争処理の円滑公正な実施を図るため、中央、地方を通じて、機構、人員の整備、予算充実に充てて充分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(松井誠君) ただいま述べられました小野君提出の附帯決議案を議題といたします。

小野君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

います。

【賛成者挙手】

○委員長(松井誠君) 全会一致と認めます。よって、小野君提出の附帯決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、総理府総務長官から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○国務大臣(山中貞則君) ただいま全会一致をもって委員会の附帯決議として可決いただきました各項目、ことに第四項につきましては、衆議院段階では論争はもちろん、御意見として拝聴したところでありますが、附帯決議として明確にここにつけ加えられております点も十分配慮いたしました。さらに紛争処理の今後のあり方が複雑多岐、かつまたそれに対応する柔軟な法的措置、行政展開等を必要といたす事柄でありますことにかんがみまして、皆さん方におかれて、長時間の御意見、御商説を承りました点は、今後はそれを十分に反映させたい、国民の生命、健康、生活を守るために懸命な努力を続けていくつもりでございます。決議の趣旨について全面的に尊重し、かつ、これに対して努力することを申し上げたいわけでございます。

○委員長(松井誠君) 次に、公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。

【賛成者挙手】

○委員長(松井誠君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○小野明君 私はこの際、ただいま可決されました公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案に対する各派共同の附帯決議案を提案いたします。

まず案文を朗読いたします。

公共用水域の水質の保全に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、公共用水域の水質の保全がわが国の公害対策上極めて重要な課題である実態にかんがみ、本改正案の成立に伴い、次の事項の実現を積極的に推進し、もって公共用水域の水質の保全に万全を期すべきである。

一、水質保全の予防的対策を重視しつつ指定水域の指定及び水質基準の設定を促進するほか、指定水域における水質汚濁の実情等の公表措置並びに汚濁源の自衛を促す措置について強化を図ること。

二、最近における公害被害の実情に照らし、重金属物質に係る水質の汚濁について、法的措置も含めて防止対策の強化を図ること。

三、公共用水域の水質の保全に万全を期するため、とくに地方自治体の機構、人員、予算等の充実及び権限の強化を図ること。

右決議する。

以上でございます。何とぞ御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(松井誠君) ただいま述べられました小野君提出の附帯決議案を議題といたします。

小野君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(松井誠君) 全会一致と認めます。よって、小野君提出の附帯決議案は本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対して、経済企画庁長官から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○国務大臣(佐藤一郎君) ただいまの附帯決議に關しましては、私どもも今日の水質保全行政の重要性、特にますます困難性を加えてまいってきている問題でございますから、よほどの覚悟を持ってその実施に当たらなければならないとかねがね思っておりますが、特に重要な問題点をここで御指摘を受けております。われわれもこれについて

ではかねがね覚悟いたしておるところであります。さらにひとつ一そうこの決議の御趣旨を体しまして、十分この趣旨を尊重しまして、具体的な施策をできるだけ急ぎたい、こういふふうに考えておる次第でございます。

○委員長(松井誠君) なお、本院規則第七十二条により、両案の議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(松井誠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会